寿 都 町

寿都町過疎地域持続的発展市町村計画

（令和３年度～令和７年度）

北海道寿都郡寿都町

１．基本的な事項 1
（１）寿都町の概況 1
（ア）自然的条件 1
（イ）歴史的条件 3
（ウ）社会的条件 3
（エ）経済的条件 7
（オ）過疎の状況 9
（カ）過疎対策の評価と課題 9
（キ）今後の見通し 11
（ク）社会経済的発展の方向 12
（２）人口及び産業の推移と動向 13
（ア）人口の推移 13
（イ）人口の見通し 14
（３）行財政の状況 15
（ア）行政の状況 15
（イ）財政の状況 15
（ウ）主要公共施設等の整備状況 16
（４）地域の持続的発展の基本方針 18
（ア）やさしさとふれあいのあるまち 19
（イ）地域資源を活かし、賑わいを創出するまち 19
（ウ）安全・快適で自然を守り育むまち 20
（エ）地域を知り、人を豊かに育むまち 21
（オ）すべての人が輝く協働のまち 21
（５）地域の持続的発展のための基本目標 23
（ア）基本目標及び基本的な方向性 23
（イ）具体的な施策及び重要業績評価指数 24
（６）計画の達成状況の評価に関する事項 28
（７）計画期間 28
（８）公共施設等総合管理計画との整合 28
（ア）人口減少を見据えた整備更新 28
（イ）民間活力の積極的な導入 29
（ウ）町民ニーズへの適切な対応 29

２．移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 30
（１）現況と問題点 30
（２）その対策 30
（３）計画 30
（４）公共施設等総合管理計画等との整合 31

３．産業の振興 32
（１）現況と問題点 32
（ア）農業 32
（イ）水産業 32
（ウ）商工業 32
（エ）観光・交流 32
（２）その対策 33
（ア）農業 33
（イ）水産業 33
（ウ）商工業 35
（エ）観光・交流 36
（３）計画 38
（４）産業振興促進事項 39
（５）公共施設等総合管理計画等との整合 39

４．地域における情報化 40
（１）現況と問題点 40
（２）その対策 40
（３）計画 40
（４）公共施設等総合管理計画等との整合 41

５．交通施設の整備、交通手段の確保 42
（１）現況と問題点 42
（２）その対策 42
（３）計画 43
（４）公共施設等総合管理計画等との整合 44

６．生活環境の整備 45
（１）現況と問題点 45
（２）その対策 45
（３）計画 47
（４）公共施設等総合管理計画等との整合 48

７．子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 49
（１）現況と問題点 49
（２）その対策 49
（３）計画 52
（４）公共施設等総合管理計画等との整合 53

８．医療の確保 54
（１）現況と問題点 54
（２）その対策 54
（３）計画 55
（４）公共施設等総合管理計画等との整合 55

９．教育の振興 56
（１）現況と問題点 56
（２）その対策 56
（３）計画 60
（４）公共施設等総合管理計画等との整合 60

10．集落の整備 61
（１）現況と問題点 61
（２）その対策 61
（３）計画 62
（４）公共施設等総合管理計画等との整合 62

11．地域文化の振興等 63
（１）現況と問題点 63
（２）その対策 63
（３）計画 64
（４）公共施設等総合管理計画等との整合 64

12．再生可能エネルギーの利用の推進 65
（１）現況と問題点 65
（２）その対策 65
（３）計画 65
（４）公共施設等総合管理計画等との整合 65

13．その他地域の持続的発展に関し必要な事項 67
（１）現況と問題点 67
（２）その対策 67
（３）計画 68
（４）公共施設等総合管理計画等との整合 68

〇過疎地域持続的発展特別事業分（再掲） 69

1. 基本的な事項

(1)寿都町の概況

(ア)自然的条件

本町は、北海道南西部、日本海に面し、後志管内の西部、南の中核都市函館市と道都札幌市のほぼ中間に位置します。東は蘭越町、西は島牧村、南は黒松内町と境界を接し、東西 14.0km、南北 23.5 km、総面積 95.25 ㎢となっています。

寿都湾を取り囲むように弓状に形成された土地のほとんどが森林、原野で、東は天狗山（839.4m)、幌別岳（892.3m)、西は母衣月山（503.5m）が町境界線上に連なるとともに、侵食の進んだ砂岩･礫岩からなる山地が海岸に迫っています。

地勢等の地理的条件から平坦地も少なく、日本海に注ぐ２級河川朱太川河口域に位置する湯別地区に扇央地がみられる程度です。

また、日本海に面していることから対馬海流(暖流)の影響を受け、年間平均気温は約 9.5℃と同緯度の地域と比較して温暖な気象条件で、年間降水量は 1,284 ㎜となっています。

一方では、年間を通して風が強く、農漁業への影響や町民の生活などに悪影響を与えていましたが、この風を活用して、大型風力発電施設を湯別地区と浜中地区に建設し、強風を逆手に取った自然エネルギーを活用したまちづくりを展開しています。

■町の位置

方　位		長　さ	
東経	北緯	東西	南北
140° 13′	42° 47′ 30″	14.0km	23.5km

資料：企画課調

■地域別面積(令和3年1月1日現在)

地　区	寿　都	樽　岸	湯　別	歌　棄	磯　谷	計
面積（㎢）	14.03	11.71	13.46	22.01	34.04	95.25

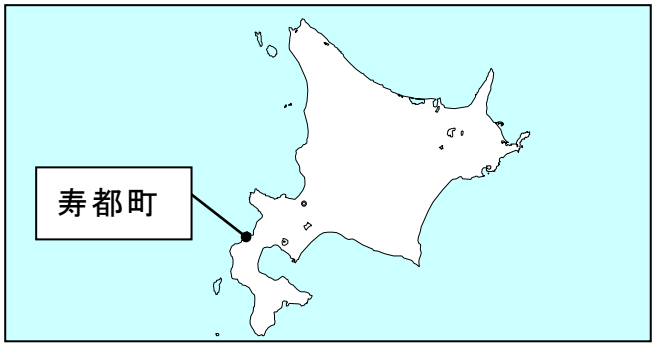
資料：企画課調

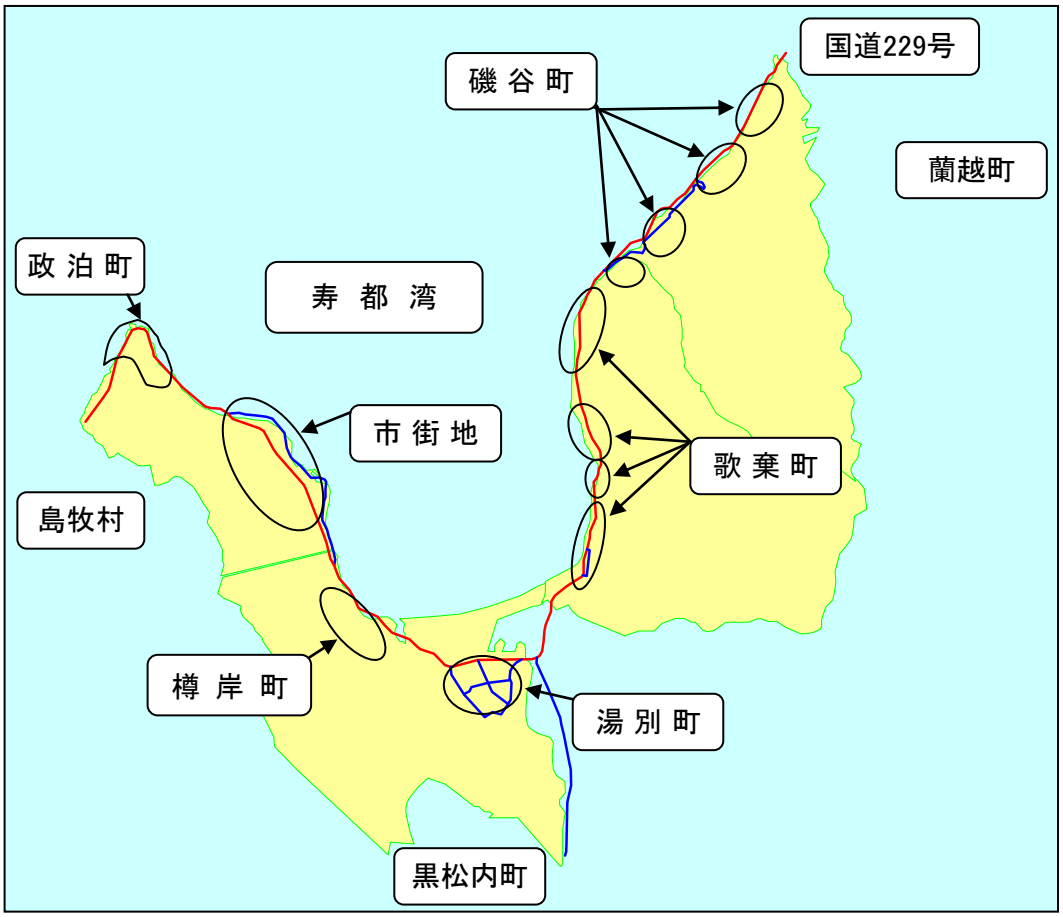
■寿都町の気象状況(令和2年月別)

	気温（℃）			降水量（mm）	最深降雪量（cm）	風速（m/s）			最大風速10m/s以上の日（累計）	
	日平均	最高	最低			平均	最大	最大瞬間	10～14.9	15～29.9
1月	△ 1.1	0.8	△ 3.4	41.5	17	3.9	10.9	18.4	1	－
2月	△ 1.0	1.1	△ 3.4	76.5	28	4.1	14.4	24.3	4	－
3月	3.2	6.2	0.3	108.5	13	4.2	11.8	21.9	5	－
4月	5.8	9.3	2.2	76.0	－	3.9	15.5	23.9	3	－
5月	11.7	16.1	7.8	56.0	－	4.3	13.5	21.8	8	－
6月	16.8	20.5	14.1	97.5	－	4.5	12.1	20.3	4	－
7月	19.6	23.2	17.1	77.0	－	4.3	10.1	17.4	2	－
8月	21.8	25.7	18.8	148.5	－	3.9	12.7	21.7	5	－
9月	19.2	22.5	16.4	183.0	－	4.6	12.8	21.8	6	－
10月	12.6	16.3	8.9	141.5	－	3.5	11.3	20.9	2	－
11月	6.7	9.5	3.6	164.0	1	3.9	12.2	21.7	3	－
12月	△ 1.2	0.8	△ 3.3	113.5	42	4.2	12.6	22.6	6	－
全年	9.5	25.7	△ 3.4	1,283.5	42	4.1	15.5	24.3	49	0

資料：気象庁

寿都町の全図





(イ)歴史的条件

本町では、今から約 3,000 年前（縄文時代晩期―約 3,300～2,800 年前―）の遺跡が朱太川河口付近で発見され、その時代から人類が住み着いていたと見られています。

記録上に「寿都」という名前が出てくるのは、寛永９年（1669 年)、シャクシャインの乱の記録で「このころスッツ、ヲタスツ、イソヤは商場所ができていて、交易が盛んだった」と記され、豊富な鰊を背景に、この土地に和人が集落を形成し住み着いたのが始まりとされています。

定住者の増加とともに、地域拠点としてさまざまな機関が置かれるようになり、安政２年（1855 年）には、北方警備のため津軽藩の出張陣屋が置かれ、100 人もの藩士が駐在していました。

明治２年（1869 年）に場所請負制が廃止されるまで、寿都、歌棄、磯谷それぞれの商場所は場所請負人たちによって仕切られ、漁具、漁船の改良による生産拡大などをはじめ地域に大きく貢献し、千石場所として確固たる地位を築きました。また、明治から大正にかけても、さらにさまざまな機関が設置されました。

現在の寿都町は、昭和 30 年１月 15 日、旧寿都町と樽岸村、歌棄村、磯谷村の１町３村の合併によって誕生し、現在に至っています。

(ウ)社会的条件

◎　本町の広域幹線道路は、寿都湾沿いに走る国道 229 号を基幹に、市街地にアクセスする主要道道寿都黒松内線など道道２路線からなり、国道と道道の舗装率は 100%となっています。

町道は、１級町道８路線、２級町道 17 路線、一般町道 129 路線の計 154 路線があり、産業経済、生活等の基盤となっています。町道の舗装率は 44.5%で、高いとはいえない数字ですが、生活路線でみると一定の水準を保っています。

また、除排雪の状況をみると、町道の除雪率は 59.0%、排雪率は 27.1%となっています。

■道路整備の現況（令和3年4月1日現在）

種　別		路線数	実延長（km）	舗装延長（km）	未舗装（km）	舗装率（%）	橋梁（基）
国　道		1	28.9	28.9	－	100.0	23
道　道		2	5.2	5.2	－	100.0	7
町道	１級	8	18.8	11.9	6.9	63.3	8
	２級	17	18.3	5.1	13.2	24.7	3
	一般	129	54.3	23.7	30.6	43.7	17
	計	154	91.4	40.7	50.7	44.5	28
合　計		157	125.5	74.8	50.7	－	58

資料：小樽開発建設部、小樽建設管理部、町施設課調

◎　本町の医療機関は、町立寿都診療所１カ所、歯科医院２カ所があります。寿都診療所については平成 17 年度に道立寿都病院の移管を受けた町立寿都診療所の開設により、家庭医療科を設け、救急医療にも対応するなど、充実した地域医療を提供できるようになりました。平成 30 年度から指定管理者制度の導入により、北海道家庭医療学センターによる運営が開始され、令和３年度から国民健康保険事業における「国民健康保険診療所（国保直診)」として、より一層充実した医療提供を図っていきます。

■医療施設の現況（令和3年4月1日現在）

単位：人

区　分		病　院	診療所	歯科医院	
名　称		－	寿都診療所	寿都歯科	星歯科
運営形態		－	公設民営	民営	民営
病　床		－	19	－	－
医　師		－	4	1	1
看護師	正看護師	－	13	－	－
	准看護師	－	1	－	－
理学療法士		－	2	－	－
放射線技師		－	1	－	－
薬剤助手		－	1	－	－
歯科助手		－	－	4	1
歯科衛生士		－	－	2	1

資料：企画課調

◎　本町の簡易水道は、寿都、歌棄、磯谷地区の３浄水場から全町に給水され、水道普及率は 99.9%に達しています。

下水道は、平成８年 10 月に公共下水道事業の認可を受け、予定処理区域 120ha について整備を進め、平成 18 年度に完了しました。終末処理場については平成 13 年３月末から供用を開始していますが、汚水管渠の延長を含め平成 18 年度に事業計画を変更し、平成 23 年度に完了しました。

下水道の加入率は令和３年４月１日現在で 85.2%となり、区域外の地区については、生活排水処理基本計画に基づき合併浄化槽による整備を進め、設置数は約 200 基、加入率は 70.8%となっており、悪臭や海の汚染など環境衛生や海域資源に悪影響を及ぼす未処理の排水は大幅に改善されています。

■簡易水道の現況（令和3年4月1日現在）

地区名	世帯数（世帯）	人口（人）	給　水			一人当たり1日給水量		日最大給水量（t）	日最大給水能力（t）
			世帯数（世帯）	人口（人）	普及率（%）	平均（ℓ）	最大（ℓ）		
政泊～樽岸地区	1,077	1,978	1,076	1,976	99.9	797	797	1,575	1,575
湯別～横澗地区	502	780	502	780	100	622	622	485	485
島古丹～能津登地区	49	72	49	72	100	694	694	50	50
計	1,628	2,830	1,627	2,828	99.9	2,113	2,113	2,110	2,110

資料：施設課調

■公共下水道の現況（各年4月1日現在）

	対象区域世帯			対象区域人口		
	世帯数（世帯）	加入世帯数（世帯）	加入率（%）	人口（人）	加入人口（人）	加入率（%）
平成31年	971	850	87.5%	1,788	1,516	84.8%
令和2年	972	856	88.1%	1,809	1,520	84.0%
令和3年	978	861	88.0%	1,771	1,509	85.2%

資料：施設課調

■合併処理浄化槽設置現況（各年4月1日現在）

	対象区域世帯			対象区域人口		
	世帯数（世帯）	加入世帯数（世帯）	加入率（%）	人口（人）	加入人口（人）	加入率（%）
平成31年	698	580	83.1%	1,134	779	68.7%
令和2年	679	546	80.4%	1,084	741	68.4%
令和3年	655	550	84.0%	1,059	750	70.8%

資料：施設課調

◎　本町のごみ処理は、寿都町、島牧村、黒松内町の３町村からなる南部後志衛生施設組合が行い、収集は民間業者に委託しています。平成 15 年からごみの有料化に合わせて、資源ごみなどの分別収集も行い、発生抑制と減量化が図られています。

引き続き循環型社会の形成に向け、排出量抑制の啓発と資源化への一層の取組が求められますが、今後、ごみ処理施設の耐用年数が経過することによる建て替えや広域処理も含めた、処理体制の検討が必要となっています。

■ごみ処理の状況（各年3月末日現在）

	住民登録人口（人）	処理計画人口（人）	処理人口（人）	年間総排出量（t）	年間総処理量（t）	内訳（t）				処理人口比率（%）	処理率（%）	焼却炉	
						可燃物	不燃物	粗大ごみ	資源ごみ			数（箇所）	処理能力（t/日）
平成22年度	3,357	3,375	3,357	1,383	1,383	1,025	267	7	84	100.0	100.0	1	18
平成23年度	3,229	3,314	3,229	1,250	1,250	926	239	7	78	100.0	100.0	1	18
平成24年度	3,285	3,254	3,285	1,279	1,279	968	237	10	64	100.0	100.0	1	18
平成25年度	3,229	3,195	3,229	1,278	1,278	965	245	8	60	100.0	100.0	1	18
平成26年度	3,136	3,137	3,136	1,231	1,231	905	265	8	53	100.0	100.0	1	18
平成27年度	3,094	3,205	3,094	1,205	1,205	924	226	8	47	100.0	100.0	1	18
平成28年度	3,029	3,109	3,029	1,177	1,177	888	232	9	48	100.0	100.0	1	18
平成29年度	2,977	3,062	2,977	1,156	1,156	879	226	7	44	100.0	100.0	1	18
平成30年度	2,922	3,010	2,922	1,155	1,155	892	216	5	42	100.0	100.0	1	18
令和元年度	2,893	2,936	2,893	1,157	1,157	888	220	6	43	100.0	100.0	1	18

資料：町民課調

◎　本町には令和３年４月１日現在、小学校２校、中学校１校、高等学校１校があり、少子化により児童生徒数が減少する中で、平成２年度には６校あった小学校を、平成３年度より寿都小学校（西部地域）、潮路小学校（東部地域）の２校に統合したほか、教育水準の向上のため、各種施設の整備や地域環境を利用した体験学習を行っています。また、寿都高校存続のための魅力づくりの一環として公設民営塾を開設し、学力の向上を目指しています。

■小中学校教育施設等の状況（各年5月1日現在）

	児童生徒数（人）					施設									
						普通教室					特別教室				
	平成元年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	平成元年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年	平成元年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
寿都小学校	279	118	99	87	81	12	6	6	6	6	6	－	1	1	1
樽岸小学校	9	－	－	－	－	3	－	－	－	－	4	－	－	－	－
湯別小学校	11	－	－	－	－	3	－	－	－	－	3	－	－	－	－
歌棄小学校	46	－	－	－	－	6	－	－	－	－	1	－	－	－	－
横澗小学校	11	－	－	－	－	4	－	－	－	－	2	－	－	－	－
磯谷小学校	10	－	－	－	－	4	－	－	－	－	2	－	－	－	－
潮路小学校	－	49	59	38	33	－	5	6	4	3	－	2	2	2	2
小　計	366	167	158	125	114	32	11	12	10	9	18	2	3	3	3
寿都中学校	231	112	89	85	72	10	3	3	3	3	13	2	2	1	2
合　計	597	279	247	210	186	42	14	15	13	12	31	4	5	4	5

資料：学校基本調査

■北海道立寿都高等学校の状況（各年5月1日現在）

		平成元年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
生徒数（人）		258	158	94	90	84
学級数（級）		6	6	4	3	3
教員数（人）		17	18	17	17	13
施設	普通教室	9	9	9	9	9
	特別教室	9	9	9	9	9
	屋体面積（㎡）	1,043	1,043	1,043	1,043	1,043
建物面積（㎡）		4,073	4,073	4,073	4,073	4,073

資料：学校基本調査

◎　本町の住宅状況は、持ち家の割合は全体の 63.6%で、公営住宅などの割合は 16.1%となっています。平成２年以降、持ち家の割合は減少し、公営住宅などの公営借家の割合が漸増しています。

北海道と比べると、寿都町は持ち家と公営借家、給与住宅の割合が高く、民営借家は割合が低くなっています。

公営住宅は、老朽化が著しいことから平成 12 年度より順次整備･改修を進め、平成 26 年度からは平成 25 年度に作成した「公営住宅等長寿命化計画」に沿って定住促進住宅、高齢者住宅、子育て支援住宅などの整備を促進し、同時に民間の賃貸住宅建設を支援することで、優良な住環境の推進に努めてきました。

今後は一層、少子高齢化への対応や各産業での後継者確保などの定住対策が重要となることから、ユニバーサルフリーを念頭にした快適な住宅を整えていきます。

■住宅所有の状況（各年4月1日現在）

単位：世帯、%

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
総　数	1,651	100.0	1,648	100.0	1,595	100.0	1,467	100.0	1,402	100.0
持ち家	1,158	70.1	1,112	67.5	1,029	64.5	963	65.6	891	63.6
公営・公団・公社	225	13.6	232	14.0	239	15.0	233	15.9	226	16.1
民営の借家	90	5.5	96	5.8	113	7.1	97	6.6	114	8.1
給与住宅	166	10.1	197	12.0	192	12.0	146	10.0	145	10.3
間借り	12	0.7	11	0.7	22	1.4	28	1.9	26	1.9
寄宿舎･その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

資料：国勢調査

(エ)経済的条件

◎　本町の基幹産業は古い歴史をもつ漁業で、漁獲物を活用した水産加工業とともに町の経済を支えています。

　漁業は、回遊魚の生産不安定化や根付資源の減少傾向が顕著になってきたことなどから、「育てる漁業」「資源管理型漁業」を積極的に推進し成果を上げており、今後とも、水産資源の維持･増大を図るため、資源管理の徹底と海域環境の保全など水産業を支えていく体制づくりが求められています。また、本町の漁業を維持していくために担い手が不足していることから、漁業を志す若者に対し、支援措置を講ずるなど人材の確保･育成が重要となっています。

■漁家戸数の推移(各年4月1日現在)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
漁家戸数（戸）	157	146	145	140	137	142	135	138	127	125
従事者（人）	168	155	152	146	144	139	142	145	136	131

資料：産業振興課調

■漁獲量の推移(各年 12 月末日現在)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
数量（t）	3,806	3,780	2,764	2,368	1,860	2,371	1,357	2,295	3,971	3,556
生産額（百万円）	960	738	751	871	914	839	904	759	937	783

資料：産業振興課調

◎　農業は、担い手不足や遊休農地などの構造的な問題から、再生可能エネルギーを活用した通年での施設栽培型農業をモデル事業として実施し、観光的な要素や交流型農業の展開、農村地域の活性化を図る必要があります。

■農業粗生産額と農家数の推移(各年 12 月末日現在)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
農家数（戸）	39	37	37	31	30	27	27	26	24	21
生産額（百万円）	19	26	26	30	29	39	35	35	39	30

資料：産業振興課調

◎　商業は、近郊都市への購買力の流出や担い手不足は依然として課題であり、商工会と連携しながら町民のニーズに対応した商店街づくりや、町内の消費拡大や地域の賑わい創出に向けた事業の展開により、商業の活性化を図ることが重要となっています。

■商業の推移（各年6月1日現在）

	平成16年	平成19年	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年
事業所数（店）	78	66	60	49	45	48
従事者数（人）	236	249	233	184	167	176
年間販売額（百万円）	4,635	3,726	－	3,156	2,864	3,620

資料：商業統計調査、経済センサス

※商業統計調査は平成 26 年調査をもって廃止され、経済センサス活動調査については、令和３年に実施のため、平成 28 年調査が最新となります。
※平成 21 年については、平成 21 年経済センサス基礎調査からの出典となっており、「年間商品販売額」の調査項目が無いため算出されません。

◎　本町の工業は、令和元年工業統計によると、事業所数 10 カ所、従業員数 215 人、製造品出荷額では、3,200 百万円となっています。そのうち、水産加工業が約９割近くを占めており、産業全体を見ても水産業関連産業が大きな割合を占めています。

■工業の推移（各年6月1日現在、平成 26 年以前は各年 12 月1日現在）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成29年	平成30年	令和元年
事務所数（店）	9	9	10	10	10	10
従業員数（人）	215	215	220	191	190	215
製造出荷額（百万円）	2,739	2,768	3,025	2,744	2,990	3,200

資料：工業統計調査

※令和２年工業統計調査については、確報が出ていないため令和元年調査が最新となります。
※平成 27 年工業統計調査については、平成 28 年経済センサス活動調査（平成 28 年６月１日現在）実施のため、行われませんでした。また、工業統計調査は例年 12 月１日現在で実施されておりましたが、調査日が６月１日に変更したため、平成 28 年は実施されませんでした。

◎　水産加工業は、町の魅力発信の重要なツールであり、また近年はふるさと応援寄附金の返戻品として、地域経済の活性化に大切な役割を担ってきました。出荷額は比較的安定しており、今後も消費者ニーズへの的確な対応と、商業や観光との連携を強化し、さらなる魅力発信を図ることが望まれます。

■水産製造品出荷額の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
出荷額（百万円）	3,365	3,077	2,978	3,290	3,146	3,512	3,930	3,426	2,945	2,663

資料：寿都水産加工業協同組合

◎　観光は、寿都温泉ゆべつのゆ、道立公園内の弁慶岬、旧歌棄佐藤家漁場や橋本家などの文化財、磯谷高原、風車、道の駅「みなとま～れ寿都」を中心に観光客は年々増加傾向となっていましたが、令和２年の観光客数は新型コロナウイルスの影響により、大幅な減少となっています。また、本町を訪れる観光客は日帰りが多く、地域全体に潤いを与えるほどの産業としては発展途上にあります。さらに観光客の誘致を高めるため、ゲストハウス「風汐」や既存の観光資源を活用し、滞在型・体験型観光への展開が求められています。

■観光客入込み数の推移

単位：人

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総数	182,600	179,300	174,600	196,600	210,600	203,800	238,500	282,100	272,100	143,200
道内	175,500	172,200	167,500	187,400	201,400	195,100	228,700	270,200	260,700	138,700
道外	7,100	7,100	7,100	9,200	9,200	8,700	9,800	11,900	11,400	4,500

資料：産業振興課調

(オ)過疎の状況

本町の総人口は、令和２年９月末日現在の住民基本台帳で 2,905 人となり、寿都町過疎地域自立促進市町村計画（平成 28 年～令和２年度）の平成 27 年９月末日現在の 3,205 人と比べると、人数で 300 人、率にして 9.4%減少しています。

また、町村合併で現在の寿都町となった昭和 30 年（10,794 人）と比べると、73.1%も減少しています。

世帯数は、令和２年９月末日現在の住民基本台帳で 1,658 世帯となり、平成 27 年９月末日現在の 1,760 世帯と比べると、102 世帯、率にして 5.8%減少しています。

１世帯当たりの人数をみると、令和２年は 1.75 人で、平成 27 年の 1.82 人と比べるとやはり減少しています。わが国は平成 17 年を境に人口減少社会に入りましたが、本町でも人口減少が続いています。今後は、少子化や高齢化への対応のみならず、移住･定住化に向けた取組を強めていくことで、人口減少の傾きを緩やかにできる可能性があります。

■年齢階層別人口の推移(各年9月末日現在)

単位：人、世帯

	総人口（人）		年少人口〔0～14歳〕		生産年齢人口〔15～64歳〕		老年人口〔65歳以上〕		世帯数	1世帯あたり人数
平成27年	3,205	100%	316	9.8%	1,701	53.1%	1,188	37.1%	1,760	1.82
平成28年	3,109	100%	299	9.6%	1,626	52.3%	1,184	38.1%	1,742	1.78
平成29年	3,062	100%	290	9.5%	1,574	51.4%	1,198	39.1%	1,721	1.78
平成30年	3,010	100%	282	9.4%	1,536	51.0%	1,192	39.6%	1,715	1.76
令和元年	2,936	100%	260	8.9%	1,504	51.2%	1,172	39.9%	1,671	1.76
令和２年	2,905	100%	260	9.0%	1,482	51.0%	1,163	40.0%	1,658	1.75

資料：住民基本台帳

(カ)過疎対策の評価と課題

寿都町過疎地域自立促進市町村計画(平成 28 年～令和２年度)に基づいた事業実施の結果、産業振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備などに以下の様な成果が見られています。

今後は、町の特色や地域資源を最大限に活用し、漁業、観光をはじめとする産業分野や教育･福祉分野の事業展開が課題となっています。

○成　果

① 産業面では、漁業就業者の高齢化や後継者不足、資源の減少などが起こっている中、漁港及び増養殖事業をはじめとする漁業関連基盤施設の整備や海を守る植樹活動、藻場造成など磯焼けに対する対応が行われています。また、通年での施設栽培型農業の着手や、ふるさと応援寄附金の返戻品として水産加工業の需要が伸びています。

② 観光面では、寿都観光交流センター「みなとま～れ寿都」を中核に、寿都温泉「ゆべつのゆ」や平成 29 年に整備された「そば処鰊御殿」をはじめ、国内外から多数の観光客が訪

れ世界有数の観光リゾートとなったニセコ町に整備された「寿都アンテナショップ」、ゲストハウス「風汐」など、本町の魅力ある情報発信につとめ、地域資源を活用したイベントや体験型観光等の充実が図られています。

③　生活面では、市街地にアプローチする道道拡幅事業や町道の改良･舗装率の向上、市街地区域を中心に下水道の整備が完了しています。
　また、公営住宅等長寿命化計画に沿った住環境の整備促進や民間の賃貸住宅建設支援による優良な住環境の推進、公共交通の維持確保などが図られています。

④　情報通信分野では、情報処理、通信技術が急速に発展し、無線方式による高速･大容量インターネット環境の整備によるほか、難視聴対策としてテレビ中継局の運営や行政防災無線デジタル化の整備により、生活環境の充実が図られています。

⑤　保健･福祉･医療面では、町立寿都診療所を中心に地域医療にあたり、高規格救急車･ヘリポート(場外離着陸場)の活用、ドクターヘリ拠点病院との連携による救急時の搬送体制が図られています。
　また、子育て支援センター、高齢者専用住宅等の整備のほか、医療と連携した保健師、管理栄養士による各種健康づくり事業の展開など、保健福祉医療活動の充実も図られています。

⑥　教育･文化面では、各小中学校の校舎の改修や教育環境の充実が図られています。
　また、総合文化センターや各地区会館、総合体育館、町民プール、テニスコート、ウィズコム子ども広場等の活用により、生涯学習の拠点及び健康増進、体育環境の充実が図られています。
　さらに、令和元年に公設民営塾が開講されており、学力の向上及び寿都高校存続のための魅力づくりの一環として取組が行われています。

○問題点

①　本町の人口は減少傾向にあり、高齢者人口は令和２年９月末時点で 1,163 人となっており、総人口に占める高齢者の割合は 40.0％と高くなっています。
　年齢３区分別の人口割合では、年少人口と生産年齢人口の割合が減少しているのに対して、老年人口の割合が増加しており、核家族化や若年層の都市への流出、出生率の低下による、少子高齢化や生産年齢人口の減少は、地域の活力低下につながり、地域社会の維持や経済の活性化に重大な影響を及ぼしています。

②　本町の第一次産業では、漁業における漁獲量の減少や農業における安価な輸入農畜産物の増加、そして農林漁業者の高齢化･担い手不足など、漁業･農業経営を取り巻く環境はさらに厳しさを増しています。
　第一次産業に依存している本町では、特に基幹産業の漁業生産額の減少や後継者不足が深刻な問題となっています。

③　本町は土地の大部分が国有林･道有林で占められ、また、地形状、利用可能な土地が限られていることや古くから街区が形成されたことから、道路幅が狭隘な地域や未利用農地の荒廃拡大など土地の適正利用が求められています。

④　モータリゼーションの発達やインターネット社会の進展、近隣都市等への大型店舗の進出などにより、近郊都市等への購買力の流出が起こり、商店の閉店も相次いでいることから、消費者ニーズへの的確な対応が急務となっています。

⑤　本町の公共交通は、路線バスが主体となっております。近年、モータリゼーションの発達や人口減少により、バス利用の低下が見られるなど、現状の公共交通の確保などに影響を及ぼしています。

(キ)今後の見通し

①　高齢化の進展

全国的な人口減少が進む中、本町の年齢構成別人口では、令和２年９月末時点で高齢者の割合は 40.0%と高くなっており、将来的に高齢者比率はますます高くなることが考えられます。

また、核家族化や若者の都市部への転出などにより、単身高齢者等が増加傾向にあります。

高齢化に伴い地域での生活が困難となり、高齢者の転出も増え、空き家･廃屋の増加が進み、集落の空洞化が生じる可能性があります。

②　高度情報化の進展と交流活性化及び国際化

日本の世帯におけるモバイル端末全体の保有率は平成 29 年に約 94.8%に達し(平成 30 年版情報通信白書) 誰もがネットワークで繋がる時代となっており、ＩＴはもとよりＩｏＴやビックデータなどのＩＣＴの劇的な進化は、さまざまな分野で大きな変革を社会にもたらしています。

国ではＩｏＴやＡＩを活用し、経済発展と社会的課題の解決を図る「Ｓｏｃｉｅｔｙ5.0」を提唱しており、技術革新は、今後さらに人の仕事や生活を変化させていくと考えられます。

この社会構造の変革に合わせ、さまざまな情報を伝える通信網の整備は、ライフラインの整備でもあり、簡単な操作で多くのコトができる社会の構築に対する基盤整備と、より一層の個人情報の保護やサイバーセキュリティーの確立に取組むことが求められています。

③　住民ニーズの多様化

モータリゼーションの発達やインターネット社会の進展等による消費スタイルの変化に伴い、購買力は都市圏等へ流出傾向にあります。近郊都市への消費者の流出を食い止めるため、住民の安定した消費生活の確保を目指し、多様な消費者ニーズに対応したサービス提供と魅力ある商業環境の形成が求められています。

④　安全･安心な社会の構築

近年、わが国のみならず世界各地で大地震や台風、集中豪雨などの自然災害が多発し、災害からの安全確保に対する意識が高まっています。

また、凶悪犯罪の多発、振り込め詐欺などの特殊詐欺やハイテク犯罪による被害の増加、高齢者による自動車事故の増加など、安全･安心な社会形成が強く求められています。

今後はすべての分野で、あらゆる災害に強いまちづくり、消費生活や犯罪など生活安全対策の強化、安心を確認できる食糧･食品の生産と流通など、生命を守る安全･安心なまちづくりを総合的に進めていくことが重要となっています。

⑤　環境重視の循環型社会への取組

「寿都湾」は町の産業を支える貴重な地域資源であり、海を豊かにする森林や川もまた、重要な資源であり、自然を守り活かすことは、恩恵を受けている町民の責務です。そのため、環境教育、環境学習の推進が重要な課題となり、老若男女を問わず学び実践する機会を確保

する必要があります。また、環境美化活動や廃棄物対策など、環境を守り活かす視点での総合的で継続的な取組が求められます。

さらに「風」という地域資源の活用として、寿都町のまちづくりのシンボルとなった風力発電は、大きな効果と将来への可能性を開きました。売電収益は自然環境の保全やまちづくり、人づくりに充てられ、地域活性化に役立っているとともに、二酸化炭素を排出しない再生可能なエネルギーとして、気候変動や国内の温室効果ガス削減のため重要な役割を担っています。

引き続き風力発電事業を推進し、まちづくりの重要な柱として増設を含め、新たな事業展開を視野に入れた取組を検討していきます。

(ク)社会経済的発展の方向

本町の産業は、寿都湾からもたらされる海の恵みにより漁業や水産加工業を中心に発展してきた町です。近年、回遊魚の生産不安定化や根付資源の減少が顕著になってきたことなどから、「育てる漁業」や「資源管理型漁業」を積極的に推進し成果を上げており、今後とも、水産資源の維持･増大を図るため、資源管理の徹底と海域環境の保全など水産業を支えていく体制づくりが重要となってきます。

また、寿都湾をはじめとする豊かな自然環境を保全しながら、これまで推進してきた水産業、商業、観光業などが連携した取組を継続し、同時に再生可能エネルギーや、近代型農業スタイルの確立といった新たな資源の活用を推進し、雇用の創出や経済活性化を図ることで、「地域資源を活かし、賑わいを創出するまち」を目指します。

(2)人口及び産業の推移と動向

(ア)人口の推移

表１－１（１）は本町の国勢調査人口の推移であり、総数で昭和 50 年 6,511 人、平成 27 年 3,137 人とこの間の減少率は 51.8%になっています。

年齢階層別人口では、0 歳～14 歳で 1,583 人から 319 人、減少率は 79.8%と大幅に減少し、全体に占める割合も 24.3%から 10.2%と大きく減少するなど、少子化が顕著にあらわれています。

また、15 歳～29 歳の若年者層も 1,247 人から 308 人、減少率は 75.3%と大幅に減少し、全体に占める割合も平成 27 年では全国の 14.6%に対し、9.8%と大きく下回っています。生産年齢人口である 15 歳～64 歳の階層も、4,175 人から 1,658 人、減少率は 60.3%となるなど、過疎化が進んでいるといえます。

一方、65 歳以上の高齢者階層については、753 人から 1,160 人、増加率 54.1%と大幅に増加し、全体に占める割合も 11.6%から 37.0%へと大きく上昇しています。しかし、高齢者の人数は平成 17 年の 1,211 人と比較して、平成 27 年では 1,160 人と減少となっています。

表1－1(1) 人口の推移(国勢調査)

単位：人、%

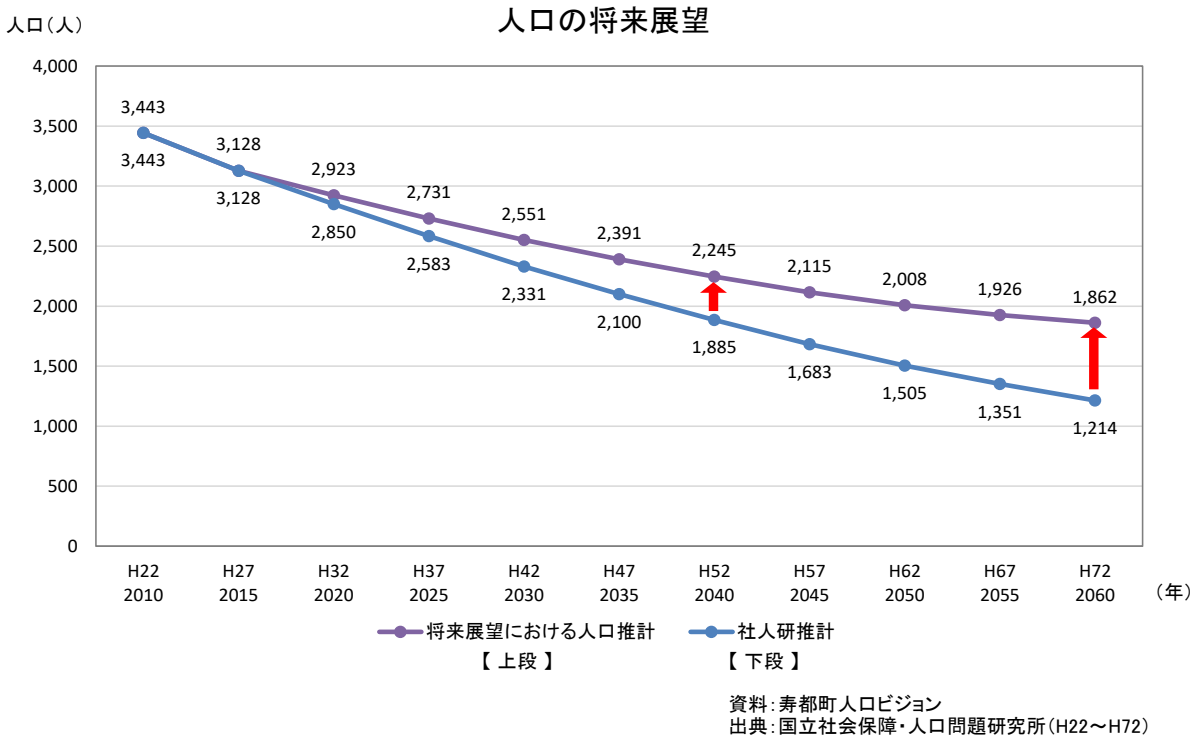
区　分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総　数	9,121	6,511	△ 28.6	4,858	△ 25.4	3,744	△ 22.9	3,137	△ 16.2
0歳～14歳	3,495	1,583	△ 54.7	821	△ 48.1	376	△ 54.2	319	△ 15.2
15歳～64歳	4,917	4,175	△ 15.1	2,995	△ 28.3	2,157	△ 28.0	1,658	△ 23.1
うち15歳～29歳(a)	1,709	1,247	△ 27.0	563	△ 54.9	465	△ 17.4	308	△ 33.8
65 歳 以 上 (b)	709	753	6.2	1,042	38.4	1,211	16.2	1,160	△ 4.2
若年者比率 (a)/総数	18.7	19.2	－	11.6	－	12.4	－	9.8	－
高齢者比率 (b)/総数	7.8	11.6	－	21.4	－	32.3	－	37.0	－

(イ)人口の見通し

平成 24 年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した人口推計では、寿都町の人口は今後も減少を続け、平成 22 年（2010 年）に 3,443 人だった人口が 30 年後の令和 22 年（2040 年）に 1,885 人、50 年後の令和 42 年（2060 年）には 1,214 人となり、５年ごとに約 10%の減少率、50 年間で４割以下まで減少する推計となっております。

このような人口減少を抑制するため、第８次寿都町総合振興計画や寿都町まち・ひと・しごと創生総合戦略などにより各種施策等を展開し、寿都町人口ビジョンによる町独自の将来展望における人口推計の数値を目標に取り組んでまいります。

表１－１（２） 人口の見通し



資料：寿都町人口ビジョン
出典：国立社会保障・人口問題研究所（H22～H72）

(3)行財政の状況

(ア)行政の状況

地方交付税の減少など厳しい財政状況のなか、町民の視点に立ったきめ細かな行政サービス向上のため、限られた財源で重点的かつ効果的な財政運営や歳出の優先順位の明確化など、行政の効率化と財政の健全な運営が町の重要な責務です。

職員の目的志向、スピード感、コスト意識の徹底など、研修を通じた意識改革や能力開発に努めるとともに、町税収入などの収納率の向上や、風力発電の売電益やふるさと応援寄附金による収益などの自主財源の確保を継続する必要があります。

また、近隣自治体との広域的な連携は今後も重要であり、効率的な行政運営と地域共通の課題解消に向けて連携を強化する必要があります。

(イ)財政の状況

国の財政状況の悪化は地方経済に大きく影響しており、本町の経済状況においても景気低迷などから町税が伸び悩み、国の交付金等を活用し、老朽化した公共施設の改修など投資的経費の累増は地方債残高の増加を招き、財政運営に多大な影響を及ぼしています。

このため、公債費が増加傾向にあり、北海道内の自治体に比べて慢性的に高順位に位置しているため、実質公債費比率が 18%以上の地方債許可団体とならないように、財政状況を注視していく必要があります。

今後は、将来的な負担を削減していくために、事務事業の見直し、地方債発行額の抑制及び繰上償還などを講じ、比率の縮減に努めなければなりません。

また、地域経済の構造変化や少子･高齢化の進展に伴い、社会保障関係費の実質的な増加が見込まれる一方で、自然エネルギーを利用した風力発電施設の「再生可能エネルギー固定買取制度」の収益は、社会保障関係費や産業振興等の幅広い分野に充てるなど健全な財政には不可欠な財源であるため、今後も行財政改革の取組と財政基盤の安定強化を図り、将来の収支改善の努力が求められます。

表１－２(１) 市町村財政の状況

単位：千円、％

区　　分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額　Ａ	5,445,799	4,343,730	5,686,797
一般財源	2,483,140	2,293,740	2,598,403
国庫支出金	392,454	388,201	368,488
道支出金	174,612	108,535	107,156
地方債	1,285,200	404,624	753,902
うち過疎対策事業債	46,600	268,600	466,100
その他	1,110,393	1,148,630	1,858,848
歳出総額　Ｂ	5,300,504	4,263,002	5,636,818
義務的経費	2,386,763	1,400,830	3,282,396
投資的経費	2,131,995	841,715	659,088
うち普通建設事業	2,107,218	832,162	645,783
その他	604,122	1,538,694	1,081,215
過疎対策事業費	177,624	481,763	614,119
歳入歳出差引額　Ｃ（Ａ－Ｂ）	145,295	80,728	49,979
翌年度へ繰越すべき財源　Ｄ	116,500	36,012	0
実質収支　Ｃ－Ｄ	28,795	44,716	49,979
財政力指数	0.16	0.13	0.14
公債費負担比率	21.8	20.8	0
実質公債費比率	11.3	17.2	13.4
起債制限比率	2.5	8.1	0
経常収支比率	88.4	83.7	85.3
将来負担比率	148.2	115.6	33.1
地方債現在高	6,558,116	6,757,333	6,592,081

資料：総務財政課調

(ウ)主要公共施設等の整備状況

①　町道

本町の道路網は、寿都湾沿いに走る国道 229 号を基幹道路として、市街地にアプローチする道道寿都黒松内線をはじめ道道２路線、１級町道８路線、２級町道 17 路線、その他の町道 129 路線によって構成されています。

町道は、改良率、舗装率ともに改善されるとともに、安全確保の面から凍結遅延工事なども随時、進められています。

②　農道、林道

本町の農道は、離農者の増加により、近年では延長は行われていません。また、林道については、ほとんどが国有林に係る整備となっています。

③　上下水道

本町の簡易水道は、寿都、歌棄、磯谷地区の３浄水場から全町に給水されており、全体の水道普及率は 99.9%に達しています。

また、下水道については、平成８年 10 月に公共下水道事業の認可を受け、予定処理区域 120ha について整備を進め、平成 18 年度に完了しました。下水道の加入率は 85.2%となっており、その他の区域は合併浄化槽が設置され、約 200 基を設置しています。

④　病院

本町の医療施設は、町立寿都診療所、歯科医院２カ所があります。

また、寿都町防災広場(場外離着陸場)や高規格救急車を整備し、ドクターヘリ拠点病院との連携により、緊急時の搬送体制の向上に努めています。

⑤　小中学校

本町の学校は、小学校２校、中学校が１校あります。教育水準の向上及び近年の高度情報化などの時代の流れに対応し、各種施設の整備を行っています。

⑥　その他

平成元年から地域資源である「風」を活用し、地球温暖化対策さらには、まちづくりのシンボルとして風力発電事業に取組んでいます。現在では、11 基の風車が稼働しており、今後も安定した経営を図るため、増設を予定しています。売電収益は自然環境の保全やまちづくり、人づくりへ充てられ、地域活性化に役立てています。

また、平成 20 年度に寿都町観光交流センターとして、道の駅「みなとま～れ寿都」を整備し、観光の中核施設、情報発信拠点として位置づけしています。

表１－２(２) 主要公共施設等の整備状況

区　　分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市町村道					
改良率（%）	17.7	26.8	34.1	35.33	40.05
舗装率（%）	17.1	30.8	38.5	39.91	43.96
農道					
延長（m）	－	－	－	1,438	－
耕地１ha当たり農道延長（m）	23.7	39.2	3.1	－	－
林道					
延長（m）	－	－	－	4,641	7,673
林野１ha当たり林道延長（m）	－	－	3	－	－
水道普及率（%）	99.8	99.7	99.5	99.7	99.9
水洗化率（%）	2.4	5.2	19.8	60.5	78.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数（床）	11.2	12.1	14.4	5.5	6.5

(4)地域の持続的発展の基本方針

本町は、寿都町過疎地域自立促進市町村計画等に基づく総合的な過疎対策を産業基盤、生活環境、保健福祉医療環境、教育文化などさまざまな分野で展開しています。

しかしながら、全国的な経済の停滞や人口減少による地域での活気や活力が低下しているのは、事実であります。

保健･福祉と連携のうえ、少子高齢化に対応したいきいきとした暮らしができる地域社会の構築や情報通信、生活環境の整備、地域と連携した防災･防犯体制など、便利で安全、安心な暮らしができる環境整備が求められます。

本町のまちづくりのシンボルとなった風力発電は、「風」という地域資源の活用として大きな効果と将来への可能性を開きました。売電収益の活用により、自然環境の保全やまちづくり、人づくりに充てられ、今後も地域活性化に役立てていきます。「寿都湾」は町の産業を支える貴重な地域資源であり、海を豊かにする森林とそれを伝える川もまた、重要な資源であり、自然を守り活かすことは、恩恵を受けている町民の責務です。これらの地域資源の有効活用による産業の振興発展がもたらす各分野への波及効果を高め、寿都町にしかない地域資源を活用した寿都町だからこそできる施策の展開や地域内需要を的確に捉え、経済が循環する仕組をつくるなど、より地域の活性化を進めることが求められます。

また、まちの活性化には、定住の推進を図っていくことが必要であり、そのためには就業の場の確保と魅力ある地域づくりや快適な生活環境整備の推進が重要な施策の一つであります。

さらに、歴史的地域資産の保存･活用をはじめ町の魅力を大いに発信しながら町外の人々に寿都町のファンになってもらい、外からの知恵やパワーを得ることも重要です。積極的に人材育成の体制や環境づくりを進めるとともに、交流を通したまちづくりに取組むための情報発信や交流プログラムの確立などを目指す必要があります。また、学校教育をはじめとする学習体制の充実を図るとともに、自発的な学習活動機会の体制づくりが求められています。

このため、これまでの地域活性化のため行ってきたさまざまな施策の成果を活かし、寿都町にあるさまざまな地域資源の活用による産業の振興と寿都町の持続的な発展を進め、次の５つの基本方針に基づき、寿都町の持続的発展に努めます。

○やさしさとふれあいのあるまち
○地域資源を活かし、賑わいを創出するまち
○安全･快適で自然を守り育むまち
○地域を知り、人を豊かに育むまち
○すべての人が輝く協働のまち

（ア）やさしさとふれあいのあるまち

① 保健･医療の充実

町民が安心して生活できるよう、地域医療体制の充実に努めるとともに、健康づくりや特定健診受診率の向上による疾病予防を推進し、医療費の適正化を図ります。

② 地域福祉社会づくり

支援を必要とするあらゆる町民に対して、助け合い支え合いができる地域を目指し、より適切な支援やサービスを提供するための仕組の構築と、町民･事業者･社会福祉協議会などが連携し、地域福祉をより一層推進します。

③ 次世代育成の充実

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を充実します。

④ 高齢者支援の充実

高齢者が住み慣れた地域において、地域住民とともに支え合いながら生きがいのある毎日を送ることができるよう、また地域で安心して生活できるよう各種施策を総合的に展開していきます。

⑤ 障がいのある人(児)支援の充実

障がいのある人（児）や家族のニーズに対応するため、総合的な生活相談の充実や障がい福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

（イ）地域資源を活かし、賑わいを創出するまち

① 再生可能エネルギーの活用

計画的な風力発電施設の運用を推進するとともに、風力以外の新たな再生可能エネルギーの活用方法などを検討し、クリーンエネルギーを活かしたまちづくりを推進します。

② 農業の振興

安全･安心な作物の栽培や収益向上に結びつく農業経営の支援や農地の有効利用、農業生産施設の適正管理に努めます。

③ 水産業の振興

漁業経営の向上のため、漁港･漁港関連施設や漁場の整備、水産資源の適正管理を行い、本町の基幹産業である、水産業の継続的な発展に努めます。また、販路拡大や水産加工体制の充実を促進します。

④　商業の振興

既存企業の育成･創業支援の推進や、多様な消費者ニーズに対応したサービス提供と魅力ある商店街づくりのための支援により、商業の活性化を図ります。

⑤　観光･交流の推進

地域資源を活用したイベントの開催や滞在型･体験型観光を充実し、道の駅「みなとま～れ寿都」を中心とした本町の魅力発信による交流人口の増大により、持続可能な観光の推進と地域経済の活性化につなげます。

⑥　雇用･勤労者の対策の推進

就労者支援及び定住者対策･人材育成･雇用対策を推進するとともに、関係機関と連携しながら雇用の場の創出と就労促進につなげます。

（ウ）安全･快適で自然を守り育むまち

①　土地利用の適正化

廃屋･空き家の有効活用の検討をはじめ、長年にわたって遊休地となっている土地に新技術を導入した産業振興を行うことにより、課題解決と土地の有効活用を図ります。また、森林や寿都湾の恵まれた海域を保全するなど有効的活用に努めます。

②　道路整備･交通体系の推進

幹線道路である国道･道道の交通安全･防災対策などについて、関係機関に要望を行うとともに、安全で快適な生活を確保するため町内生活道路の維持･管理と除排雪体制の改善などを推進します。また、生活バス路線の維持など、過疎地域に見合った公共交通の利便性向上に努めます。

③　生活環境整備の推進

居住環境の確保や情報通信の高速･大容量化など情報通信環境の変化への対応や上水道の安定供給、環境を守る下水道の維持など、安全･安心で快適な生活環境の整備に努めます。

④　みどりの保全

環境にやさしいまちづくりを進めるとともに、快適な生活空間と豊かな資源を守るため、森林の整備･保全や緑地の有効活用を推進します。

⑤　生活衛生の充実

老朽化したごみ処理施設などの更新について組合構成町村との協議を推進するとともに、さらなるごみの減量化と、し尿処理施設の効率的運営を図ります。また、火葬場や墓地の適切な維持管理に努めます。

⑥　安全･安心の推進

犯罪や交通事故のない安全で明るいまちをつくるため、関係機関と連携しながら、啓発活動を進めるとともに、安全･安心な生活を送ることができる環境の構築に努めます。

⑦　防災体制の充実

防災や火災予防に対する啓発活動を通じて、町民の防災意識向上を図るとともに、避難体制の充実や消防力の強化に努め、総合的な防災体制の確立を目指します。

（エ）地域を知り、人を豊かに育むまち

①　生涯学習環境の整備

町民の多様な学習活動への要望に対応できるよう、生涯学習施設の適正管理に努めるとともに、生涯学習体制の充実を図ります。

②　学校教育の充実

学習指導要領に基づき、きめ細かな学習指導を行い、寿都の子どもたちが将来の夢をかなえるために、町内のすべての学校が連携し、横断的かつ継続的に寿都町ならではの教育スタイルを推進します。

③　社会教育の推進

青少年の健全育成や女性の社会参加を促す教育、高齢者の社会参加や生きがいづくりの支援など、町民が参加しやすい学習機会の提供に努めます。

④　家庭教育の支援

学校･家庭･地域の連携のもと、子どもの発達段階に応じた相談体制や学習機会、自然環境など地域の教育資源を活かした多様な体験活動機会の充実、世代間交流などにより、家庭や地域における教育力向上を図ります。

⑤　社会体育の推進

町民が生涯にわたりスポーツに親しみ、体力向上や健康増進を図ることができるよう、活動しやすいスポーツ環境の整備を推進します。

⑥　地域文化の振興

心を豊かにする芸術文化を身近に感じられるよう、芸術鑑賞や発表の機会など、町民が幅広く芸術文化に関心が持てる事業を行うとともに、町内文化団体の育成･支援や郷土の歴史の継承、文化資産の保存活用を推進します。

（オ）すべての人が輝く協働のまち

①　協働の地域づくり

積極的な広報広聴活動と情報公開を行うとともに、地域づくりへ積極的に参画する組織や人材を育成し、町民と行政による協働の地域づくりを推進することで、地域力の育成や向上

を目指します。

② 行財政運営の推進

効率的･効果的な行政運営に努めるとともに、各種研修制度などを活用した職員の政策能力向上を図ります。また、多様化する住民ニーズに対応するため、安定した財源の確保を図るとともに、財政の健全化に努め、自立した自治体経営を確立します。

(5)地域の持続的発展のための基本目標

(ア)基本目標及び基本的な方向性

① 寿都町の強みである地域資源を活かした雇用創出と産業振興（しごとづくり）

本町に人の流れを生み、将来的な定住に結びつけるためにも、新たな雇用創出、雇用の安定、所得の向上を第一に推進していくことが必要です。そのために、本町の地域資源である食や自然、歴史文化などを最大限活用した観光振興と、基幹産業である漁業･水産加工業の底上げ、再生可能エネルギーを活用した農業等の産業振興により新たな「しごと」の創出を図ります。

数値目標	目標値
新規雇用者数	45人

② 地域資源の連携による多様な交流と文化の醸成（ヒト･モノ･カネのながれづくり）

活力あるまちづくりに向けて、食、自然、歴史、文化などの地域資源、産業を連携させた観光振興などの取組により、国内外へ向けてまちの魅力を発信し、消費の拡大や、新たな仕事の創出とともに、多様な交流と本町独自の文化を創造することで地域への愛着心を醸成し、移住･定住者や関係人口の増加による担い手確保につなげます。

数値目標	目標値
交流人口の増	305,000人
関係人口の増	90,000人

③ しごとづくりと連携した移住･定住促進と地域力を活かした子育てしやすいまちづくりの推進（出産･子育て）

しごとづくり、人のながれづくりを柱としたまちづくりを進め、移住･定住の促進につなげるとともに、ボランティアや官民協働による地域の人材を活かした子どもを見守り育む環境を創出し、充実した子育て支援サービスや教育環境を提供することで、子どもを育てやすいまちづくりを推進します。

数値目標	目標値
合計特殊出生率	1.75人
自然増減数	-30人

④ 健康で元気な住みよい環境づくりの推進（人･地域づくり）

高齢化率の高い本町においては、高齢者が可能なかぎり健康な心身を維持し、地域の人材として地域の中で張り合いのある生活を送ることができ、安心して住み続けられる環境づくりを推進します。そのために、健康づくり事業の展開と同時に、ボランティア活動や働く場づくりなど社会参画の機会創出を行います。また、住環境整備に対する支援や町民主導のまちづくり活動を支援しながら、誰もが住みやすいまちづくりを推進します。

数値目標	目標値
総人口	2,731人（R7）
社会増減数	-10人

(イ)具体的な施策及び重要業績評価指数

① 連携事業の推進

多様な連携の手法等を効果的に活用した地域づくりを推進するため、町村間や都道府県間の広域連携に取組むとともに、地域の多様な関係者を巻き込み地域資源を最大限に活用することで、効率的･効果的な集客を図ります。また、地方創生には地域資源の自然、食、歴史などを最大限に活かしたまちづくりが重要であることから、漁業協同組合、水産加工業協同組合、商工会、観光物産協会など各産業団体が連携し、地域の特性や資源を活用した観光事業の取組や、定期イベントの開催により地域の魅力を創出し、人の流れを促進させ、同時に道内外からモノ･カネを呼び込んでいきます。

◆ 主な事業
- ・体験型観光メニューの開発･実施
- ・滞在型観光メニューの開発･実施
- ・定期イベントの開催（カキ･しらすフェスティバル in 軽トラ市他）
- ・観光人材育成事業
- ・宿泊施設の運営

項目	重要業績評価指標（ＫＰＩ）
新規雇用者数	５年間で10人以上を新規雇用
体験型観光客数	年1,800人以上
滞在型（宿泊）観光客数	年1,000人以上
観光イベントへの入込客数	年7,000人以上

② 産業を活かしたまちづくり

自然環境に配慮し再生可能エネルギーの活用を推進しながら、１次産業の振興を中心に、従事者の就業環境の向上、雇用の拡大、所得の増加を図るなど、地域の産業を活かしたまちづくりを推進するための取組を行います。

水産業では、放流や養殖など育てる漁業による地域資源の保全を実施し、ＩＣＴなど新技術の導入、漁港の整備･有効活用、漁獲物の鮮度保持による高付加価値化の取組など、働く環境の向上や所得の増加を図ります。また、担い手不足や労働力不足を解消するため漁業就業者としての人材の確保や育成する体制の構築、水産業の技術の研究、情報交換を行い、その技術やノウハウを地元に伝えることができるようなネットワークを構築していきます。

農業では、耕作放棄地の有効利用と同時に、再生可能エネルギーを活用した通年型農業ハウスの運営により、農業の底上げと同時に新たな雇用を創出します。

また、ふるさと応援寄附金事業により地域経済の活性化や町のイメージアップを図るほか、地元企業の雇用環境の充実支援や、奨学金制度の対象職種の拡大による地元採用支援など雇用の増加を図ります。

◆　主な事業
・風力発電所建設事業
・洋上風力等再生可能エネルギーの活用検討事業
・農業振興ハウス運営事業
・後継者育成支援事業
・ふるさと応援寄附金事業
・海の資源保全･再生事業
・漁業就業者定着強化推進事業
・漁港等漁業施設整備事業
・養殖業拡大推進事業
・水産物付加価値向上事業
・スマート漁業推進事業
・新技術開発共同研究事業
・労働者対策事業

項目	重要業績評価指標（ＫＰＩ）
新規雇用者数	漁業　５年間で15人以上 農業　５年間で４人以上 商工業　５年間で10人以上 観光業　５年間で10人以上
漁業者の所得向上	10%以上の増
水産加工業者の売上	10%以上の増

③　域外との関係構築推進

町公式ホームページや情報発信ツールなどを活用し観光や産業等の旬な情報を町内外に発信し、町のファンを獲得します。また、ふるさと応援寄付金事業や地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用し、来町者のみならず、本町と多様に関わる域外の方々を地域づくりの担い手と捉えた「関係人口」の増加を図ります。

◆　主な施策
・定住体験促進事業
・町公式ホームページ運用事業
・観光交流施設運営事業
・観光拠点情報発信力強化事業
・ふるさと応援寄附金事業
・地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）活用事業

項目	重要業績評価指標（ＫＰＩ）
ふるさと応援寄付金件数	年９万件
ホームページアクセス数	年間8,500件
移住･定住体験者数	年１人以上

④　住環境整備の促進

居住環境の整備は定住促進を進める上で最も重要な施策のひとつであり、防犯上危険性が危惧され、景観にも著しい支障をきたしている空き家を改修し、高齢者、子育て世代、就業者の移住･定住促進のための住環境を確保します。民間事業者に対しても、空き家を購入しての活用（定住促進住宅等）及び宿泊施設の整備（コテージ化）を行う際の支援を行うことで、宿泊施設不足の解消や交流人口の増加を図るとともに、空き家･廃屋の増加を防ぎます。また、個人住宅のリフォームや建築に対する助成、インターネット利用環境の充実など、移住･定住者のニーズに応えられる生活環境の構築を推進していきます。

◆　主な事業
- 住宅建築等促進事業
- 住宅リフォーム助成事業
- 公営住宅改善事業
- 空き家活用促進事業
- 子育て支援住宅の整備･運営事業
- 高齢者住宅の整備･運営事業

項目	重要業績評価指標（ＫＰＩ）
新築及び中古住宅の取得件数	５年間で50件取得
子育て支援住宅の入居世帯数	５年後 10世帯
高齢者住宅の入居世帯数	５年後 27世帯
空き家の活用件数	５年間で10棟

⑤　誰もが健康で活躍できる地域づくり

医療体制を充実させ、同時に健康運動教室等を実施し、高齢者をはじめ地域住民の健康な心身を維持し、地域の人材として活躍できるよう健康づくりを推進します。また、海岸清掃や花いっぱい運動などの美化活動や、学校や保育園におけるさまざまなボランティア活動の機会を設けることで、元気で張り合いのある生活ができると同時に、まちづくりへ参画する人材を育成していきます。

◆　主な事業
- まる元･脳活教室事業
- 健康運動教室事業
- 各種健診事業
- 町立診療所運営事業
- 医療従事者奨学金事業
- まちづくりサポート人材育成事業
- 全町民海岸クリーン大作戦

項目	重要業績評価指標（ＫＰＩ）
ボランティアとして活動する人材の増	５年後 200人以上
介護認定率	17％以下

⑥　地域ふれあい空間の創出

子ども･女性･高齢者など誰もが集い交流できるふれあい空間を創出します。また、地域住民が自身の技能を活かしながら、自主的･主体的に健全なコミュニティの発展や互いに支えあう仕組づくりに寄与する活動を支援し、新しい公共の創出や地域力の向上を図ります。

◆　主な事業
- 住民提案型協働のまちづくり支援事業
- まちの元気再生事業
- 芸能文化活動に対する支援事業
- 文化振興事業の開催
- 総合文化祭の開催

項目	重要業績評価指標（ＫＰＩ）
誰もが集い交流できる場の創出	１カ所以上を維持
文化振興事業及び総合文化祭の開催	開催の維持

⑦　子育てしやすい環境の整備

保育園併設の子育て支援センターで随時育児に関する相談を受けるほか、乳幼児やその保護者の交流や情報交換の場として教室を開催します。また、子育てにかかる費用を助成し親の経済的負担の軽減を図ります。

◆　主な事業
- 子育て支援センターの運営
- 子育て費用の助成
- 保育園の運営
- 病児保育施設の整備･運営

項目	重要業績評価指標（ＫＰＩ）
出生数の増	５年後に１年間の出生数 20人を確保

⑧　教育環境の充実

寿都高校は南後志地区に唯一ある高校として必要不可欠であり、寿都高校存続に向けてさまざまな支援を行うとともに、町内全ての学校が連携し、横断的かつ継続的に子どもたちの成長を捉え、主体的に考え行動し、自ら課題を解決する力を身に付けられるよう、本町ならではの教育活動を推進します。また、地域に愛着や誇りを持ち、地域における学習や体験する機会を設けるとともに、地域の資源を活用するなど、生涯学習のさらなる取組を推進していきます。

◆　主な事業
- 寿都高校維持対策
- 公設民営塾運営事業
- コミュニティ･スクール運営事業

・学校支援地域本部事業
・町立学校ＩＣＴ化整備事業

項目	重要業績評価指標（ＫＰＩ）
高校入学者数の維持	５年後に20人を維持
町立学校児童生徒が使用する タブレット端末の整備数	１人／１台体制

(6)計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、毎年度、外部有識者団体への報告により行います。

(7)計画期間

計画期間は、令和３年４月１日から令和８年３月 31 日までの５箇年間とします。

(8)公共施設等総合管理計画との整合

本町では、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める次の基本的な方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

(ア)人口減少を見据えた整備更新

① 人口動態などに基づいた全体面積･施設規模のコントロール

公共施設の整備･更新時期を迎えることにより、多額の経費が見込まれます。また、公共施設を適切に維持管理･運営するためには様々な費用が必要です。公共施設全体の延床面積を、本町の人口や人口構成の変化、費やせる財源などに沿って適切に維持管理を行います。
また、利用されていない施設の部分を撤去し、耐震性能や通風性などの空間の価値を高めながら、規模の適性化を図る「減築」といった手法も検討します。
不要と判断された施設は、解体等により延床面積を縮減し、維持経費の削減を行います。また、削減された費用は、他設備の維持経費に回すことにより、財源の負担軽減を検討します。

② 既存公共施設の長期使用と予防保全･機能改善

新耐震基準で整備された公共施設や耐震補強工事を行った公共施設は、定期的に修繕工事を実施することで長寿命化を図り、将来にわたり有効活用します。特に、公共施設を中心に、不具合発生の都度修理を行う「事後保全」から、事故が起こる前に計画的に実施する「予防保全」への転換を目指すことにより、既存公共施設を良好な状態に保つことが必要です。
また、スロープや手すり等のバリアフリー対応、太陽光発電設備等の環境対応、省エネ対策等により、時代の要求に即した改修工事を実施することも重要です。

③ 民間への整備費補助と不要施設の売却

近年、公共的な役割を担う主体は多様化しています。行政が直接整備するよりも効果が見込める場合などには、民間や自治会、社会福祉法人、ＮＰＯ法人等に施設整備費を補助し、

公共サービスを提供してもらう方法も考えられます。
　また、廃止した公共施設や不要と判断された施設を積極的に売却し、売却資金を次の整備費用や改修費用の一部として活用するとともに、基金として積み立てを行うことにより、公共施設を通じて資金が循環するシステムを構築することが重要です。

(イ)民間活力の積極的な導入

①　町民、民間企業、社会福祉法人、ＮＰＯ法人などの民間活力の導入

　最近では、指定管理者制度、ＰＦＩ、包括的民間委託等、これまで行政が担っていた役割を民間などが担う仕組みが整備されてきました。また、地方自治法の改正により、これまで認められていなかった行政財産も一定の条件の下で貸付けができるようになりました。
　公共施設の維持管理･運営に、このような民間活力を積極的に取入れ、新規整備や修繕工事への民間資金の活用を積極的に進めることを検討します。公共施設の機能や役割に応じて、民間企業、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、自治会、ボランティア等、多様な主体との協働を図ることが重要です。

②　公共施設を核としたコミュニティの醸成

　協働の基本的な理念は、地域で必要とされる公共サービスを多様な主体が役割と責任に応じて担い､対等のパートナーとして連携し､地域にふさわしいまちづくりに取組むことです。公共施設は、町民協働型のまちづくりにおけるコミュニティの核となり得るものです。したがって、人口減少により将来的に公共施設全体の延床面積を縮減させる場合でも、まちづくりや防災、地域の拠点等、コミュニティにおいて公共施設が担っている多様な役割に十分留意します。

③　町民参加による合意形成

　公共施設全体の延床面積縮減に伴う施設の統廃合については、住民の理解と合意形成が重要です。住民にとっては総論賛成でも、自分が利用している施設の統廃合には難色を示すことが少なくないことから、時間をかけて十分な話し合いをする必要があります。

(ウ)町民ニーズへの適切な対応

①　用途転用又は複合化による既存公共施設の有効活用

　建物は、長期間の存続を前提に整備されますが、その間に公共施設に期待する町民ニーズが変化する場合があります。この場合、建物を支える耐久性の高い構造躯体を活用しつつ、内装のみを改修する「用途(機能)転用」や、一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」により、町民ニーズの変化に適切に対応することが重要です。

②　公平性に基づく受益者負担の適正化

　公共施設の維持管理などに要する経費(コスト)は、税などの一般財源と施設利用者による受益の対価(使用料等)から賄われています。公共施設の使用料等は、公共施設を利用する人としない人との公平性に考慮し､施設利用者には公平で適正な負担を求めることが重要です。また、社会経済環境の変化や利用実態に合わせて、使用料等を適切に設定する必要があります。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1)現況と問題点

本町では人口が減少していく中で、人口の確保や税収の増加等による活性化を目的として、居住環境の整備は定住促進を進める上で最も重要な施策のひとつであり、防犯上危険性が危惧され、景観にも著しい支障をきたしている空き家を改修し、高齢者、子育て世代、就業者の移住・定住促進のための住環境を確保していかなければなりません。

また、民間事業者に対しても、空き家を購入しての活用（定住促進住宅等）を行う際の支援を行うことで、宿泊施設不足の解消や交流人口の増加を図るとともに、空き家・廃屋の増加を防ぎます。

さらに、個人住宅の建築やリフォーム費用の助成等を行っており、町内の住宅環境の整備促進が図られており、今後も、移住・定住者のニーズに応えられる生活環境の構築を推進していきます。

本町の環境、観光、社会教育、地域支援事業等のまちづくりに必要な人材を確保するために、町民がボランティアとして参画しやすい環境を整備する必要があります。

(2)その対策

① 移住・定住の促進

◆ 移住・定住者受入体制の促進

・住宅や用地の貸付け、仕事体験などを提供し定住前の短期滞在への支援体制を検討するとともに、民間企業との連携や情報共有などを行い、移住・定住を促進します。

② 移住・定住環境の整備

◆ 移住促進センターの整備

・現在空き家になっている旧寿都地方合同庁舎を移住促進センターとして整備し、移住対策を促進することで、生活環境の安定化を図ります。

・町内の空き家を活用し、子育て世代が良質で安全な生活ができるよう、ファミリー世帯向け住宅として整備することにより、生活環境の構築を推進していきます。

③ 人材育成の推進

◆ まちづくりサポートの人材育成

・地域住民がボランティアとしてまちづくりに参画することで、町民一人ひとりの活躍する場を提供し、地域づくり人材として育成することで、協働のまちづくりを推進していきます。

(3)計画

区　分	事　業　名	事　業　内　容	事業主体	備　考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住促進センター整備事業	町	
	(3) 人材育成	まちづくりサポート人材育成事業	町	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

移住･定住･地域間交流の促進、人材育成に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本的な方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

3. 産業の振興

(1)現況と問題点

(ア)農業

本町の農業は、地形的な影響もあり小規模での営農体制が主体であり、生産性の向上のため農地の集約化などの施策を行ってきましたが、高齢化が著しく、平成 23 年に 39 戸あった農家数は令和２年には 21 戸と減少しており、既存農地の有効活用を図るために、担い手の育成なども推進していますが、経営面積の拡大も難しいことから、担い手不足の解消へは至っていません。

そのため、営農の近代化などに向けた取組を実施してきましたが、高齢化及び担い手不足を理由に十分な成果をあげておらず、小規模農家に対する生産・出荷体制への対応も課題となっています。

今後も新たな耕作放棄地への対応と農業基盤整備施設の総合的な補修が必要となっており、農業経営安定化に向けた取組として、都市との交流や観光との連携を図り、小規模でも付加価値の高い農業経営に努めていかなければなりません。

(イ)水産業

本町の基幹産業である漁業の就業者数は、高齢化や担い手不足などにより減少傾向となっています。

近年の漁獲量は、自然環境の変化や水産資源の変動などにより不安定な状況にあり、燃油価格の高騰なども相まって漁業経営に及ぼす影響は小さくありませんが、活〆技術の導入や海水シャーベット氷の活用など鮮度保持・品質管理の徹底により、魚価向上と漁家収入の安定確保に努めています。

寿都湾の恵みによる漁業は寿都町の歴史を支えてきた重要な産業であり、水産加工業は町を象徴する産業としての役割を果たしています。今後も担い手確保対策や各種増養殖事業の推進など漁業の振興と水産加工業の継続的な発展を図る必要があります。

(ウ)商工業

本町の商業は、平成 28 年の経済センサス調査によると、商店数 48 店、従業員数 176 人、年間販売額は 3,620 百万円となっており、商店数及び従業員数は約 10 年前と比較して３割近く減少しています。

近年、近隣市町村への大型店舗の進出など、町内消費者の流出、また、商店の閉店も相次いでいることから、減少傾向にある町内の消費を下支えするため、買い物支援の実施やスタンプポイント化などの施策に取組んでいます。

また、観光客の入込みは増加を、観光によるまちの賑わいを商業の活性化につなげられるよう既存企業の体質の強化、消費者ニーズを的確に捉えた取組を促進することが必要です。

(エ)観光・交流

本町は道立自然公園に位置する弁慶岬をはじめ、海、山、川、温泉、歴史とさまざまな観光資源があり、道の駅「みなとま～れ寿都」を拠点とした情報発信、管内の道の駅間と連携する交流プロジェクトによる観光客の誘致に加え、国内外から多数の観光客が訪れ世界有数の観光リゾートとなったニセコ町へ「寿都アンテナショップ」を開設し、広く情報を発信し、インバウンドを含む観光客の寿都町への入込みを促進してきました。

しかし、観光客の大半が春夏季に集中し、日帰りの観光客が多いため、滞在型観光への展開を図り、また既存の観光資源を活用しながら産業団体との連携により滞在型観光コンテンツを企画･開発するなど、本町独自の観光振興事業の展開が必要です。

(2)その対策

(ア)農業

① 農地の有効利用及び担い手の確保

◆ 担い手育成対策･新規就農者の受入を推進するとともに、営農への積極的な支援を行い、農業の担い手育成を推進します。
◆ 耕作放棄地の有効利用･基盤整備が行われ生産性の高い農地については、今後も引き続き有効利用するとともに、活用方法を検討し、遊休農地の未然防止を図ります。

② 農業生産基盤施設の活用

◆ 農業生産施設の有効活用
・広域中山間農村地域総合整備事業で整備された農業水利用施設など、農業基盤施設の有効活用と維持管理を推進します。
◆ 営農指導強化の推進
・寿都町そ菜園芸生産組合に対し種子購入や土壌改良、施肥などの助成を行い、営農指導の強化と営農体制の近代化に取組み農業経営の安定化を図ります。

③ 高付加価値型農業経営の確立

◆ 施設栽培の推進
・通年型農業ハウスと再生可能エネルギーの組合せによる新たな農業の提案とともに、雇用と地場産業の創出を図ります。
◆ 流通･販売体制の確保
・都市との交流やグリーン･ツーリズムなどの取組と連携した観光型農業経営など、創意工夫により、地域における流通や販売体制の確保を図ります。

(イ)水産業

① 漁港･関連施設等の整備

◆ 漁港等の計画的な整備促進
・第３種漁港である寿都漁港整備の早期完成を目指すとともに、第１種の各漁港関連施設の機能強化や海岸保全施設の整備促進を図ります。また、地震津波災害から人命を守る緊急避難用の津波防災タワー等の整備を推進します。
◆ 漁港･関連施設の利用推進
・漁港を活用した蓄養施設の充実、漁業生産の向上を目指し、高鮮度保持及び付加価値向上対策として現有施設の利用拡大を図ります。
◆ 高齢化に対応した漁業施設の整備
・漁業従事者の高齢化が進む中、就労改善や作業効率さらには利便性の確保など、高齢化に対応した漁港整備を図ります。
◆ 衛生管理型漁港施設の整備
・衛生管理型漁港の整備を推進し、衛生管理マニュアルに基づく生産及び流通などに係

る各種の対策を行い、消費者の安全･安心な「食」への要求に応えるため、生産から流通にわたる一連のガイドラインの構築を推進します。

② 漁場の整備･保全

◆ 漁場整備の推進
・漁場整備により、水産生物の生活史に対応した良好な生息環境を創出するため魚礁を設置し、資源の維持･回復を図ります。
◆ 藻場造成の推進
・環境生態保全活動として施肥事業を積極的に展開し、藻場の再生を図ります。また、寿都湾の保全活動の一環として、流域への植樹活動を促進します。
◆ 密漁監視体制の強化
・磯根資源の密漁対策など「資源管理型体制」の徹底と強化を図ります。
◆ 未利用漁場の有効活用
・生産性の向上を図るため、漁場の高度利用や平磯など未利用漁場の利活用を推進します。
◆ 養殖施設の整備
・ホタテ･カキの安定した生産を可能にするため、養殖作業共同利用施設を整備するとともに、養殖技術の強化を図り、ホタテ･カキ養殖漁業の安定化、生産性の向上を図ります。また、新たな養殖資源の発掘と流通の可能性を見出し、施設整備をはじめ養殖技術や生産性の向上を図ります。

③ 水産資源の適正管理

◆ 新技術導入の推進
・水産資源の適正管理のため、新技術の導入の検討など、試験研究機関と連携し漁業生産技術の向上を図ります。
◆ 資源管理の推進
・ＩＣＴ技術などを活用し、資源管理及び漁場の高度利用を図ります。
◆ 協業体制の充実
・資源の持続的利用や付加価値向上など漁業生産の安定と所得向上のため、漁業者や漁協とともに資源管理体制の構築に努めます。
◆ 資源開発の推進
・生産性が期待される魚貝類の増養殖事業の展開を図るとともに、広域性魚種については、沿岸町村との連携により、新たな生産の可能性を追求します。
◆ 海域の有効利用
・海域の生産力向上及び利用に関する調整を図ります。

④ 漁業経営基盤の継承

◆ 漁業経営の安定化
・漁業経営の効率化と生産コストの軽減化を図り、協業化･共同化の促進を目指します。
◆ 魚食文化活動の推進
・「地産地消」「食」の安全や大切さを教える「食育」、さらには「スローフード運動」などを展開し、学校給食や漁業体験学習への活用など、「地域の食文化」の推進を図ります。
◆ 直売活動の支援
・消費者ニーズに対応した信頼性の高い水産物の供給体制の確立を図ります。
◆ 水産物品質向上の推進
・安全･安心をキーワードとして、漁獲から流通まで徹底した品質保持を行うとともに、

衛生管理、鮮度保持など徹底した水産物の品質向上による高付加価値化を推進します。

◆　漁業の担い手確保

・新規漁業従事者を就業から定着まで町、漁協、漁業者が連携しサポートする体制を確立し、担い手の確保を図ります。また、次代を担う地域の子どもたちが、漁業を目指すきっかけになるよう漁業体験学習を推進します。

◆　漁協経営基盤の強化

・営漁指導体制の強化促進や健全な漁協経営基盤の確立を支援します。

◆　産地市場の強化

・産地市場として物流の効率化、集荷･出荷体制の強化、衛生管理の徹底など新たな市場の役割を確立し、市場機能の魅力の向上を図ります。

◆　資源管理計画の維持

・資源管理計画を確実に実行することで水産資源の持続的利用を図ります。

◆　漁業と観光の融合

・町、漁協、加工協、観光物産協会など関係機関が連携し、漁業と観光の融合による町の賑わいを創出することで町の活性化を図ります。

⑤　水産加工体制の充実

◆　水産加工業の基盤強化

・水産加工業の経営体質の強化に向け、原料の安定確保のため、域内水産物の割合を高めるなど収益性の高い経営を促進します。また、衛生管理体制を確立し、新商品開発の促進など水産加工業の育成を図ります。さらに、深刻な労働力不足を解消するため、ＩｏＴの導入を促進するとともに外国人を含めた人材の確保に努めます。

◆　販路拡大の推進

・町内イベント開催への協力や、町外で行われる催事への支援など、地元水産物のＰＲ活動と販売拡大を推進します。

◆　寿都ブランドの開発

・地域に根付いた新たな統一ブランドの確立、商品管理の高度化を推進します。

◆　未･低利用資源の有効活用

・未･低利用資源を活用した加工製品の開発や販売促進などを推進します。

（ウ）商工業

①　既存企業の体質強化･創業支援

◆　各種支援制度の活用･支援

・企業育成制度、就職促進制度の周知により活用を促進するとともに、商工会と連携した創業支援を推進します。

・既存事業者の経営力強化と企業誘致、起業促進など商工業･新産業の育成を図ります。

◆　魅力ある商店づくり

・店舗の情報発信による購買意欲の向上対策など、利用促進に関する取組を支援します。

・地域を支える商店街ならではの役割を発揮できるよう、新たな取組や新規出店者のチャレンジの場を提供し、コミュニティ機能の創出を促進します。

◆　商店街機能強化への支援

・商工会と連携し、個店が取組む魅力発信を支援し、商店街全体の機能強化につなげます。

◆　定期イベントの開催

・消費拡大を促進する定期イベント開催を支援し、賑わいの創出につなげます。

② 消費者ニーズへの対応

◆ 消費者ニーズ調査の実施
・買物動向調査の実施により住民ニーズを把握し、商店の利用促進につながる取組や買い物支援など利用者に配慮した仕組みづくりを促進します。

◆ 商品･サービスの向上
・地域商業を取り巻く環境変化を捉えながら、日常の買い物困難者の増加などに対応した施策や新たな事業を促進します。
・多様化する消費者ニーズに対応するため、魅力ある品揃えや売り場改善、消費者とのコミュニケーションを通じたサービスの提供など、支持される店づくりを支援します。

③ 商業経営の推進

◆ 経営の安定化･広域連携
・近隣市町村、商工会組織との広域連携事業を展開し、商工会組織の強化を推進します。
・担い手やU･Ｉターンによる後継者の確保に努め、特色ある商業機能の充実を推進します。
・次世代のリーダーを育成するためのネットワークづくりや、研修制度による先進事例の情報収集など、人材の発掘･育成に努めます。
・企業、商工会、行政の連携を強化し、定期的な異業種交流による地域全体の活性化を推進します。
・観光と連動した町の産業全般の販売やＰＲを推進し、町の魅力を発信します。

(エ)観光･交流

① 滞在型･体験型観光の推進

◆ 滞在型観光の推進
・道の駅を中心に、町内各所の観光関連施設との連携による観光客の集客力向上を図ります。
・旅行スタイルの多様化に伴い、地域をゆっくり楽しむ個人旅行が増加しており、年間を通じてさまざまな四季を楽しめる観光プログラムの開発を推進します。
・外国人観光客や個人旅行者などの多様なニーズに対応するための宿泊環境整備や受入体制の強化を図るなど、観光消費拡大に向けた取組を推進します。

◆ 体験型観光の推進
・地域の伝統、文化、産業、景観などの特色を活かした体験型観光や観光ルートの創出に努めます。
・地域資源を活用した既存観光資源を有効活用するなど、民間事業者のノウハウを活かして多様な体験型観光を推進します。

◆ 人材養成の推進
・インバウンド観光客への対応や歴史案内など、総合的に対応できる人材を養成し、観光機能の充実を図ります。

② 観光資源の活用･ＰＲの推進

◆ まちの魅力の情報発信
・道の駅を拠点として各種情報発信ツールの活用などにより、まちの魅力を広く発信し

ます。

◆　集客機能の充実

・歴史的建造物の活用など観光ツールとしての機能向上と街中への周遊性を高め、観光客の積極的な誘致を図ります。

・寿都温泉ゆべつのゆの集客効果を高めるため泉質を活用し、食や健康、美容といった新たな魅力の創出を図ります。

◆　地場産業との連携

・漁業や農業との連携や、「食の都」をテーマとした取組など、強みを活かした食と観光のまちづくりを推進します。

・関係団体との連携･協力による道の駅を核としたイベントの開催により交流人口の増加につなげます。

◆　協働する観光づくり

・異業種との交流、さらには産学官協働による観光づくりを推進します。

◆　地域食材の活用

・地場産地域食材を活用したご当地グルメ開発など、地域の食を通じた魅力を発信します。

◆　自然を活用した観光の充実

・弁慶岬をはじめとする豊かな自然を活用したプログラムの構築により、多様化するニーズに合わせた観光メニューの充実を図ります。

③　広域観光の推進

◆　観光広域組織との連携

・観光客をもてなしの心で迎える体制づくりや、魅力的な各種イベント、近隣町村との観光ルートの開発、さらには独自の資源を活用した観光企画商品を提供するため、地域を包括した体制を構築します。

◆　新たな観光ルートづくり

・地域の資源を活用しながら、新たな観光資源としてのサイクルツーリズムを導入し、観光周遊ルート形成を図ります。

・関係機関との連携により、新たな商品開発や観光プログラムの創出を推進します。

(3)計画

区　分	事　業　名	事　業　内　容	事業主体	備　考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	畑作振興栽培奨励事業	町	
		小規模農業推進事業 ・農業振興ハウス運営事業	町	
		農業振興地域資源活用事業	町	
	林業	森林総合整備事業 ・造林、間伐事業	町	
	水産業	藻場造成事業 ・施肥、植樹等	民間団体	
		藻場造成効果調査事業 ・海域効果調査	町	
		産地水産業強化支援事業	漁業	
		施肥製造施設運営事業	漁協	
		未利用資源有効活用推進事業 ・ｲｶﾞｲ・ﾎﾔ等資源活用	漁協	
		漁港内水域利用促進事業 ・生けす整備	漁協	
		資源増養殖推進事業 ・ﾆｼﾝ放流等	漁協	
		浅海増殖事業 ・密漁防止対策（看板設置）	漁協	
		新技術開発共同研究事業 ・大学との共同研究	漁協	
		スマート漁業推進事業 ・ICT等の導入	漁協	
		ナマコ増殖試験礁整備事業	漁協	
		ヒラメ増殖技術開発支援事業 ・8万尾放流	漁協	
		サクラマス資源増殖事業	漁協	
		養殖作業共同利用施設整備事業	漁協・町	
		養殖技術向上事業	漁協・町	
	(2) 漁港施設	寿都漁港整備事業 ・岸壁改良、防災機能施設	国	
		漁港管理事業 ・町内6漁港管理	道・町	
		美谷漁港整備事業 ・護岸改良等	道	
	(7) 商業 共同利用施設 その他	地域コミュニティ施設整備事業	町	
		商業振興事業 ・商店等経営指導事業	町	

区　分	事　業　名	事　業　内　容	事業主体	備　考
	(9) 観光又はﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ	広域連携事業	町	
		観光交流施設運営事業	町・物産協	
		宿泊施設運営事業	町・公社	
		寿都温泉ゆべつのゆ運営事業	町・公社	
		観光拠点情報発信力強化事業	町・民間	
		観光人材育成事業	町	
		観光交流推進事業	町	
	(11) その他	漁業近代化資金利子補給事業	町	
		担い手強化対策事業	町	
		ふるさと応援寄附金事業	町	

(4)産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
寿都町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和３年４月１日～ 令和８年３月３１日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「（２）その対策」、「（３）計画」のとおり

(5)公共施設等総合管理計画等との整合

産業の振興に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本的な方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

4. 地域における情報化

(1)現況と問題点

現在の情報社会では、ネットワークで誰もが繋がる時代となっており、ＩＴはもとよりＩｏＴやビックデータなどのＩＣＴの劇的な進化はさまざまな分野で劇的な変革を社会にもたらしています。

本町の情報通信分野では、情報処理、通信技術が急速に発展し、無線方式による高速･大容量インターネット環境の整備によるほか、テレビの地上デジタル放送中継局等の整備や行政防災無線デジタル化の整備により、生活環境の充実が図られています。

また、高速･大容量インターネット環境の情報格差が生じないよう、通信事業者による光回線環境が及ばない地区についても、無線によるインターネット環境の構築を図ってまいりますが、今後も社会情勢に対応した整備を推進していかなければなりません。

この社会構造の変革に合わせ、さまざまな情報を伝える通信網の整備は、ライフラインの整備でもあり、簡単な操作で多くのコトができる社会の構築に対する基盤整備と、より一層の個人情報の保護やサイバーセキュリティの確立に取組むことが求められています。

(2)その対策

① 情報環境の整備

◆ テレビ受信環境の整備
・難視聴対策として近隣町と連携したテレビ中継局の運営など、快適な受信環境の整備に努めます。

◆ ブロードバンドの推進
・高速･大容量化など社会情勢に対応し、地域間格差のないよう情報通信インフラの向上に努めます。

◆ 光ファイバ等電気通信設備の整備
・光回線が整備されていない地区に対し、インターネット環境の整備を推進していきます。

◆ 通信環境の推進
・災害時の防災拠点となる施設や、日常での観光や行政情報の充実した情報提供手段として公衆無線ＬＡＮを運用し、通信環境の向上に努めます。

◆ 行政運営向上の推進
・道と町で共同運用しているシステムの基盤整備を構築･運用し、安定したセキュリティの確保に努めるとともに、高度な行政運営を推進していきます。

(3)計画

区　分	事　業　名	事　業　内　容	事業主体	備　考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 テレビ放送中継施設	テレビ中継局維持管理事業	町	
	その他の情報化のための施設	インターネット利用環境整備事業	民間団体	
	(3) その他	HARP（電子自治体共同システム）運用事業	町	
		公衆無線LAN運用事業	町	

（4）公共施設等総合管理計画等との整合

地域における情報化に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本的な方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

５. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1)現況と問題点

本町の道路網は、寿都湾沿いに走る国道 229 号を基幹道路として、市街地にアプローチする道道寿都黒松内線をはじめ道道２路線、１級町道８路線、２級町道 17 路線、その他の町道 129 路線によって構成されています。国道 229 号は、観光客や大型輸送車による交通量が多く、安全対策としての線形改良や路肩拡幅による歩行者空間の確保などについて、継続して国へ要望をする必要があります。

また、冬期交通については安全･防災の面から、路面の凍結遅延工事などを実施しており、快適で安全な暮らしのための道路整備を行うとともに、国道･道道を含めた除排雪率の向上が求められています。

一方、町の公共交通はバス交通で、岩内町方面、長万部町･黒松内町方面、島牧村方面を往復する５路線が運行されていますが、主に運転手不足を要因とした減便などが行われており、通勤･通学･通院や都市圏への接続など、地域住民にとってなくてはならない公共交通であることから、今後も国･道･近隣自治体、バス事業者との連携･協力が重要となってきます。

同時に、減便された公共交通の補完、高齢者など交通弱者の移動手段を確保するため、町有バスの有効活用が求められます。

(2)その対策

① 幹線道路網の整備

◆ 国道の改良促進

・国道 229 号の安全確保対策として、歩行空間の確保や交通安全対策の促進、越波対策、防災対策、除排雪体制の充実など、各関係機関へ要望します。

◆ 道道維持管理

・市街地区に沿った、道道２路線について、維持管理や交通安全対策、防災対策として、拡幅や除排雪体制の充実などを関係機関に要望します。

◆ 高規格道路整備促進

・道央圏からのアクセス向上のため、後志自動車道（「倶知安～共和間」「倶知安～黒松内間」）の早期開通に向け、関係自治体で構成する期成会などを通じて要望します。

② 生活道路の整備

◆ 生活道路の整備

・幹線道路へのアクセス、避難路としての利活用のため、町内交通の円滑化を図り、計画的な道路整備を推進します。

◆ 道路施設の維持管理

・舗装補修、道路関連施設、交通安全施設などの維持管理及び円滑な除排雪体制の充実を推進します。

◆ 橋りょうの維持管理

・交通上の安全確保対策として、橋りょうの点検･修繕を計画的に行い、適正な維持管理に努めます。

③ 公共交通の確保

◆ 公共交通機関の確保

・本町唯一の公共交通機関であるニセコバスと関係町村との連携により、町民の利用状況を検証しながら、ニーズに合った公共交通機関の確保に努めます。

◆　町有バスの活用

・町内を運行するスクールバスや福祉バスなどの町有バスを能率的かつ適正な運行管理に努めます。

(3)計画

区　分	事　業　名	事　業　内　容	事業主体	備　考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	裁判所中学校通り線整備事業 ・L＝291.4m W＝5.5m ・拡幅　A=223.8㎡ ・ロードヒーティング　A=180.0㎡	町	
		開進１号・２号線整備事業 ・開進１号　L=217.2m　W＝5.5m ・開進２号　L=88.0m　W=5.5m	町	
	橋りょう	橋りょう長寿命化修繕事業	町	
	その他	町道維持補修事業	町	
	(6) 自動車等 自動車 雪上車	コミュニティバス購入事業	町	
		小型ロータリ除雪車購入事業	町	
		除雪ドーザ購入事業	町	

区　分	事　業　名	事　業　内　容	事業主体	備　考
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	過疎路線バス対策事業 〈事業内容〉 バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助 〈必要性〉 住民にとって日常生活に必要不可欠な交通機関である乗合バスの運行を確保し、交通体系の維持が求められている。 〈効果〉 公共交通機関の運行を確保することで、交通体系の安定及び利便性維持が図られる。	町	
		町有バス運行事業 〈事業内容〉 町有バスを有効利用した町内の巡回運行 〈必要性〉 既存のバス停などから遠い地域の高齢者等に対し、住宅と公共公益施設、医療施設などを結ぶことにより、交通体系の確保が求められている。 〈効果〉 町有バスを活用し運行することにより、交通機関が維持され、利便性が向上されるとともに、交通不便地域の解消が図られる。	町	
	交通施設維持	町道維持管理事業 〈事業内容〉 道路補修及びロードヒーティングの維持管理 〈必要性〉 住民生活において、必要不可欠である町道の維持を行い、長寿命化を図ることにより、自家用車等の移動も安全かつ快適にできることが求められている。 〈効果〉 住民が安全・安心に町道を利用することができるとともに、生活路線の確保により、住民生活の安定が図られる。	町	

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

交通施設の整備、交通手段の確保に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本的な方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

6. 生活環境の整備

(1)現況と問題点

本町の町民が生活するうえで快適な居住環境の整備は、高齢者や障がいのある人（児）の自立はもとより、定住促進を進めるうえでも重要な施策の一つです。

公営住宅長寿命化計画に基づく公営住宅の整備や民間活力を導入した住宅確保により、住みよいまちづくりを進め、同時に、居住実態のない家屋（廃屋･空き家）の利活用や安全対策を推進していくことが必要です。

また、簡易水道施設は３浄水場から給水されており、全体の水道普及率は 99.9%に達しています。安全でおいしい水の供給を継続するため施設全般の維持管理に努める必要があります。

下水道については、下水道区域の加入率が 85.2%となり、その他の地区は合併浄化槽が設置され、設置数は約 200 基となっています。今後も大切な寿都湾を守り、町の豊かな自然環境やひいては地球環境の保全の観点から、計画的な維持補修や設置を促進していく必要があります。

本町のごみ処理は、寿都町、島牧村、黒松内町の３町村からなる南部後志衛生施設組合が行い収集は民間業者に委託しています。ごみの有料化以降、分別収集を行い、減量化が図られています。引き続き循環型社会の形成に向け、排出量抑制の啓発と資源化への一層の取組が求められますが、今後、ごみ処理施設の耐用年数が経過することによる建替えや広域処理も含めた、処理体制の検討が必要となっています。

同じく、寿都町、島牧村、黒松内町、蘭越町の４町村からなる南部後志環境衛生組合で行うし尿の収集体制について、下水道などの普及による収集量の減少が見られ、施設の効率的な運営と体制の検討が求められています。

また、老朽化により新たに整備された火葬場については、適正な維持管理に努めます。墓地については所有者不在の墓も多くなり、周辺環境を含めた適切な管理や整備などを図る必要があります。

本町の消防救急体制は、岩内･寿都地方消防組合消防署寿都支署が所管し、寿都消防団と連携し、日頃から、火災予防意識の啓発を図るとともに、救急救命士を計画的に採用するなど、必要に応じた消防力の増強をしています。また、本町は津波や高潮、土砂災害などのほか、泊原子力発電所から概ね 30 ㎞圏内である緊急時防護措置準備区域（ＵＰＺ）に定められており、あらゆる災害の影響を受けやすい地域であり、充分な防災対策が必要なことから、寿都町地域防災計画に基づき、防災意識の高揚が図られるとともに、防災行政無線などを活用した適切な情報伝達など、さまざまな防災対策が実施されています。

今後は、これら防災施策の継続的実施に加え、災害時の一時避難場所や避難所、避難路の確保のほか、資機材･備蓄品の確保や、原子力防災を含む実践的な防災訓練の継続実施など、総合的な防災対策が必要となります。

(2)その対策

① 住宅環境の整備

◆ 住宅整備の促進
・町民のニーズに合う住宅整備のため、民間主導となる住宅政策や、住宅に対する助成を推進します。

◆ 公営住宅の整備促進
・公営住宅の維持と長寿命化を図るため、計画的に改修や整備を行います。

② 廃屋等の解体

◆ 廃屋等への取組
・廃屋等については、費用の一部を助成するなど老朽化により危険と判断した住宅の解体を促進するとともに、適正な管理を促します。

③ 公共施設等の充実

◆ 公共施設等への取組
・公共施設等については、老朽未利用施設の解体等を進めるなど適切な維持管理に努めます。

④ 水道施設の維持管理

◆ 水道施設の維持管理
・簡易水道施設については、水道水の安定供給のため、継続的な漏水調査や計画的な改修を行い、維持と長寿命化に努めます。

⑤ 下水道施設の維持管理

◆ 下水道施設の維持管理
・下水道への加入促進とともに、寿都湾の水質保全のため、最終処理施設等の計画的な改修を行い、維持と長寿命化に努めます。
◆ 合併処理浄化槽の維持管理
・合併処理浄化槽の加入促進とともに、維持管理に努めます。

⑥ ごみの処理

◆ 資源ごみのリサイクルとごみの減量化
・資源ごみの分別収集を推進し、さらなるごみの減量化に努めます。
◆ ごみ処理体制の確立
・老朽化したごみ処理施設の更新について、組合構成町村との協議を推進し、今後の処理体制の確立を図ります。

⑦ し尿の処理

◆ し尿処理体制の推進
・し尿処理施設の管理運営について、組合構成町村と効率的な施設運営を図るとともに、下水道事業の円滑な運営と水洗化を推進します。

⑧ 火葬場･墓地の管理

◆ 火葬場･墓地の維持管理
・老朽化のため整備された火葬場や各地区の墓地について、周辺環境も含めた適切な維持管理に努めます。

⑨ 消防･救急体制の充実

◆ 消防力の強化

・地域消防力の強化のため、計画的な車輌や機器の更新や保守、消防職員及び団員の育成訓練により、高齢化など社会情勢に対応した消防体制の強化を図ります。
・広報誌や防災行政無線による定期的な啓発活動を行い、町民の火災予防意識の高揚を図ります。

◆　高度救急体制の構築

・救急救命士の講習会参加や訓練の実施によるスキルアップにより、高度な救急体制の構築を図ります。

⑩　防災体制の充実

◆　防災意識の高揚

・防災訓練の実施や広報誌及び防災行政無線による広報活動、防災マップによる啓発など、防災体制について情報提供することで、住民の防災意識向上を図ります。

◆　防災施設及び資機材等の整備

・一時避難場所や避難所、避難路の確保に努めます。
・食糧や資機材を計画的に備蓄します。
・Ｊ－ＡＬＥＲＴや防災行政無線など定期的な導通試験や点検により情報伝達体制の確保に努めます。

◆　地域と一体となった防災体制

・避難行動要支援者の支援体制を構築し、地域と一体となった防災体制を推進します。

(3)計画

区　分	事　業　名	事　業　内　容	事業主体	備　考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道施設管理事業	町	
	(2) 下水処理施設 その他	合併処理浄化槽管理事業	町	
		合併処理浄化槽設置事業	町	
		下水道施設管理事業	町	
		下水道施設長寿命化更新事業	町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	塵芥収集事業 負担金	町	
		塵芥収集車購入事業	町	
	し尿処理施設	し尿処理事業 負担金	町	
	(4) 火葬場	葬斎場及び墓地管理事業	町	
		葬斎場整備事業	町	
	(5) 消防施設	消防車両整備事業 ・小型動力ポンプ付積載車	町	
		消防職員及び団員の研修事業	町	
		分団格納庫修繕工事事業	町	
		消火栓設置事業	町	
	(6) 公営住宅	公営住宅改修事業	町	

区　分	事　業　名	事　業　内　容	事業主体	備　考
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	公共施設等ＬＥＤ化事業 〈事業内容〉 公共施設の照明器具及び防犯灯のＬＥＤ化 〈必要性〉 防犯灯は、塩害の影響を受け老朽化し、危険な状況になっており、公共施設においても老朽化のため早期整備が求められている。 〈効果〉 ＬＥＤ化することにより、消費電力の削減や維持管理経費の削減が図られ、Co2を削減することで生活環境の推進が図られる。	町	
	危険施設撤去	公共施設解体事業 〈事業内容〉 公共施設の解体 〈必要性〉 老朽化や耐震化がされていない公共施設の解体により、安全・安心な生活の確保が求められている。 〈効果〉 まちの景観が維持されるとともに、町民の生活環境の推進が図られる。	町	
	(8) その他	町内清掃事業 ・海岸クリーン作戦等	町	
		住宅リフォーム助成事業	町	
		住宅建築促進事業	町	

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

生活環境の整備に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本的な方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1)現況と問題点

本町は全国の傾向と同様に少子化が進んでおり、年齢三階層別人口比率を国や道と比較すると、年少人口（０～14 歳）の割合が低くなっています。また、共に働く親が多い現状を鑑みると、幼児の保育の無償化（令和元年 10 月）や病児保育などのニーズに対する体制を整えるなど、支援の充実が図られています。また、核家族化や人間関係の希薄化などから、育児不安に陥る人の増加に対し、子育て支援センターを開設し、ふれあいや育児を学ぶ機会を創出することにより、不安の解消や子ども同士で遊ぶ場所の提供をしてきました。親が子育ての喜びを実感でき仕事と家庭生活の調和が図られるよう、なお一層、次世代育成に向けた充実した取組が求められています。

一方で、高齢者人口は令和２年９月末日現在で 1,163 人、率にして 40.0%となっており、年齢三階層別人口比率を国や道と比較しても、高齢化が一層進んでいる状況にあります。介護保険制度については、人口減の影響もあり第１号、第２号被保険者ともに今後減少傾向が続き、要介護認定者数についても減少が推計されています。しかし、今後も高齢化は進み、要介護認定率は上昇すると予想され、サービスの利用増加が見込まれますので、供給体制を充実するとともに質の高いサービスを円滑に提供することが必要です。町は「認知症になりにくいまちづくり宣言（平成 27 年 12 月)」をしており、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、高齢者住宅の整備や介護予防を目的とした運動・脳トレ教室の開設、訪問サービスなどの介護予防、生活支援等、居宅を中心としたサービス基盤の拡充が求められます。

また、障がいのある人（児)、難病の方の人権を守り、自立した生活を送ることができるよう町内外の関係機関等と連携し、積極的に社会参加できる機会･場づくりも必要です。

さらに、町民一人ひとりが健康づくりに取組めるよう検診の土日実施や各地区での健康講座の開催、広報活動などで周知･啓発を行ってきました。今後も、医療機関と保健師･栄養士の連携を深めながら健康づくり･予防医療活動を進めるとともに、地域での健康づくり自主活動組織の強化に努め、すべての町民が元気で生きいきと暮らせる町の実現が求められており、あわせて、町民が食に対する関心を深め、良い食習慣を身につけることができるよう、「寿都町食育推進計画（平成 31 年３月策定)」を推進していきます。

(2)その対策

① 地域における子育て支援

◆ 保育サービスの充実
・仕事と子育ての両立が図られるよう、ニーズの多様化に対応した保育サービスの充実に努めます。

◆ 子育て支援のネットワーク推進
・子育て世代包括支援センターを中心とした子育てに関する相談支援体制の充実を図り、育児不安の解消と家庭での子育て力の向上につながるよう、母子保健事業を展開します。

◆ 保育体制の充実
・子育て家庭のさまざまなニーズに対応できるよう、柔軟な保育サービスの提供を推進していきます。

◆ 子育て世代の住宅整備
・町内の空き家を活用し、子育てを担う世代が安心して生活できるよう、ファミリー向けの住宅の整備を推進していきます。

② 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

◆ 母子の健康確保
・各種健診や予防接種など、母子の健康確保の充実や食育推進計画に基づいて、食への関心を高め、次世代を担う子どもの健康維持の推進を図ります。
◆ 生活習慣の改善
・子どもの生活習慣（早寝･早起き･朝ごはん）の確立や、むし歯予防に向けた取組を展開し、子どもの健全な成長を育みます。
◆ 食育の推進
・保育園や学校、各家庭での生活により、健康的な食事を楽しんで身につけることができるよう、食に関した学習の機会を提供します。

③ 健康づくりの推進

◆ 健康づくり対策の充実
・町民一人ひとりが、健康を保持･増進できるよう、各種健康づくり事業を医療機関や教育委員会などの関係機関との連携のもと展開します。
◆ 食育推進計画の推進
・「町民の健康づくりにつながる食育の推進」「未来を担う子どもを育む食育の推進」を目標に、事業の展開を行っていきます。
◆ 健康づくり自主活動の強化
・町民自らが町の課題に気付き、健康づくりへの主体的な取組がされるよう、寿都町保健推進員協議会の活動を強化します。

④ 要保護児童への対策

◆ 児童虐待防止対策の充実
・子育て支援ネットワーク協議会を中心に学校や教育委員会などとの連携や支援体制の充実を図ります。
◆ 母子･父子家庭の自立支援の推進
・母親･父親の就労等による生活自立への支援など、国や道の施策と相まった総合的な支援を図ります。
◆ 障がい児施策の充実
・各種健診等による障がいの早期発見、適切な治療を進める体制づくりと児の成長過程に応じた関係機関による総合的な支援体制を推進します。
◆ 児童養護施設等の支援
・町内に所在する児童養護施設に対して支援していきます。

⑤ 高齢者が生きいきと活躍できる環境づくり

◆ 健康づくりと生活習慣病対策の推進
・疾病予防及び健康づくりの必要性の普及啓発に向け、各種保健･健康づくり事業を展開します。
◆ 介護予防と生活支援の総合的な推進
・介護予防や生活支援を通じて、高齢者の自立支援及び重度化を防止するための取組を推進します。
◆ 生きがいづくりと社会参加の促進
・高齢者の主体的･意欲的な活動を支援し、参加しやすい環境を確立するとともに、世代間交流の機会や生きがい活動支援など、社会参加機会の創出に努めます。

⑥　高齢者が安心して暮らせる仕組づくり

◆　地域包括ケア体制の充実
・保健医療福祉の連携の強化と、地域のさまざまな資源を活用した包括的な支援を行い、高齢者が住み慣れた地域での生活継続支援に向け体制を充実させていきます。
◆　介護保険サービスの円滑な運営
・サービス事業者等との連携を図り、サービスが円滑に提供できる環境づくりを推進します。
◆　高齢者福祉サービスの充実
・生活支援や介護家族への支援、経済的支援の充実に努めます。
◆　安全対策の推進
・防災・防犯や交通安全対策を積極的に推進し、被害にあわぬよう周知を徹底していきます。

⑦　ぬくもりを感じられる地域づくり

◆　認知症高齢者対策の推進
・「認知症になりにくいまちづくり」を目指して、認知症を予防する体制や支援体制の充実を図ります。
◆　地域共生社会の実現
・地域の従来のつながりを活かしながら、制度の狭間などの公的支援の課題を克服し、孤立を生まない地域社会を構築していきます。

⑧　暮らしを支えるサービスの充実

◆　障がい福祉サービスの提供体制の確保
・誰もが地域から必要な支援を得ながら、安心して生活を送ることができるよう障がい福祉サービスの提供と、利用者の状況に応じた地域生活支援事業を推進します。
◆　相談支援体制の構築
・各種ニーズに対応する相談支援体制の構築と地域の関係者で組織する「自立支援協議会」により関係機関との連携強化と情報共有を図ります。
◆　障がい児支援の提供体制の確保
・乳幼児から学校卒業まで一貫した効果的な支援を行うための体制整備を推進します。

⑨　共に支え合う「ひとづくり」

◆　地域福祉の土壌づくり
・地域に暮らす町民一人ひとりが人と人とのつながりを大切にしていくよう、地域福祉への理解の促進と啓発を進めていきます。また、地域活動を担うリーダーなどの人材育成に向けて、活動にあたって必要となる技能を習得し向上できるよう、さまざまな分野の学習や講座の実施を検討します。
◆　支え合いの仕組づくり
・要配慮者支援体制及び高齢者見守りネットワークの充実や、子どもの安全対策の推進を図ります。
◆　健康づくり・介護予防の推進
・健康づくりや介護予防を地域で取組むことが、支える側にとっても生きがいにつながるため、地域活動を引き続き推進していきます。

⑩　多様な活動を支える地域づくり

◆　相談支援体制の充実
・役場相談窓口を中心に、地域包括支援センター（高齢者）や南後志相談支援センター（障がいのある方)、子育て世代包括支援センター（妊婦から子育て世代）など、町内の各分野における相談窓口において、関連するサービス事業者や医療機関などとの連携を強化しながら、個々のケースに応じ必要な情報の提供に努めます。

◆　サービスの提供体制の充実
・顕在化していないサービスニーズの把握と、必要なサービスの提供体制の確立、利用者やその家族への理解の促進に努めます。

◆　地域活動の促進
・地域住民が自主的に活動し、支え合える活動の促進に努めます。

(3)計画

区　分	事　業　名	事　業　内　容	事業主体	備　考
6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)　児童福祉施設 保育所	保育所運営事業	町	
	(3)　高齢者福祉施設 老人ホーム その他	特別養護老人ホーム整備事業 ・寿都寿海荘	町	
		介護予防･生活支えあい事業 ・生活支援や予防事業による在宅サービス	町	
	(8)　過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	寿都温泉高齢者入浴助成券交付事業 〈事業内容〉 町内居住の高齢者に無料利用券を交付 〈必要性〉 高齢者の外出目的を創出し、高齢者同士の交流の促進及び健康づくりの促進が求められている。 〈効果〉 温泉の効能により、高齢者の健康づくり及び健康増進が図られる。また、高齢者同士の支え合いの場として温泉施設を活用することにより、地域での見守り体制が確立される。	町	
	その他	寿都温泉施設利用者運行事業 〈事業内容〉 移動手段をもたない利用者にバス乗車証を発行 〈必要性〉 移動手段をもたず、温泉施設を利用できない町民の健康づくりの促進が求められている。 〈効果〉 移動手段をもたない利用者が温泉施設を利用することにより、多くの町民の健康増進が図られる。	町	

区　分	事　業　名	事　業　内　容	事業主体	備　考
	(9) その他	発達支援センター事業 ・障がい児の適応訓練等	町	
		子育て支援住宅整備事業	町	
		病児保育事業	町	
		子育て支援センター事業	町	
		健康教育事業 ・健康講座他	町	
		検診事業 ・基本検診 がん検診等	町	
		保健推進対策事業 ・地区組織活動	町	
		感染症予防事業 ・ワクチン接種	町	

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本的な方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

8. 医療の確保

(1)現況と問題点

本町の医療機関は、町立寿都診療所１カ所で、寿都診療所は平成 30 年度から医療法人北海道家庭医療学センターを指定管理者として運営し、公設民営の良さを活かした地域医療の充実を図り、医師の確保など安定した医療体制を構築してきました。

今後も、一次医療の拠点としての役割を果たし、町外の医療機関との連携を図るとともに、重症患者等の発生に備え、すでに整備されている高規格救急車の活用やドクターヘリ拠点病院との連携により緊急時の搬送体制の確保・充実に努めていくことが重要です。同時に医療技術者の確保を目的として、医療従事者等奨学金貸付を行い、地域で働く人材を確保していくことが必要です。

また、運営主体が北海道へ移行した国民健康保険事業については、データヘルス計画に基づき特定健診や保健指導などによる疾病予防事業を実施していくことで医療費適正化を推進し、あわせて法定外繰入金の解消に向けた取組などにより健全運営を図る必要があります。

(2)その対策

① 地域医療体制の充実

◆ 施設整備の充実
・地域のニーズに対応できる医療を提供するため、寿都診療所と連携し、必要な備品と施設の整備を図ります。

◆ 地域医療の充実
・町立寿都診療所の指定管理者である医療法人北海道家庭医療学センターと連携し、医師等医療従事者の確保と、地域医療の充実を図ります。

◆ 救急医療体制の充実
・医師会及び消防寿都支署と連携し、休日夜間の救急医療体制の確保と、救急搬送やドクターヘリ搬送体制の充実を図ります。

② 国民健康保険制度の安定的運営

◆ 国民健康保険制度の健全運営
・特定健診や保健指導の受診率向上による疾病の重症化予防と、医療費の削減を図り、保険者である北海道と連携し制度の安定と健全な財政運営を推進します。

(3)計画

区　分	事　業　名	事　業　内　容	事業主体	備　考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所 その他	寿都町立寿都診療所施設整備事業	町	
		寿都町立寿都診療所備品整備事業	町	
		寿都町立寿都診療所運営事業	町	
	(4) その他	救急医療啓発普及事業	町	
		小樽後志二次救急医療運営事業	町	
		倶知安厚生病院改築整備負担事業	町	
		医療従事者奨学金事業	町	
		国民健康保険運営事業	町・道	

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

医療の確保に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本的な方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

９. 教育の振興

(1)現況と問題点

本町の教育振興については、人口減少社会の到来、国際化･情報化の進展、地方分権社会への移行など大きく変化する中で、教育の持つ役割はさらに重要性を増しており、まちを担い、次代を担う人づくりに向けた教育がますます重要になっています。

幼児期は、社会生活に必要な基本的な生活習慣や生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、親と子のふれあい、同年齢、異年齢の子どもたちとの遊びや自然とのふれあい体験など地域や社会全体で人間性を育む支援が必要です。

学校教育をめぐる環境はさまざまな変容を遂げており、教育が担う役割や範囲が高度化、多様化している社会に対応するため、確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成など、それに対応する教育課程の編成及び新しい時代に必要とされる資質･能力の育成、グローバル化や情報化に対応できる子どもを育む必要があります。また、家庭、学校、地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる環境を整備するとともに、自然、歴史、文化など地域を学ぶ教育を推進します。

また、次代を担う子どもたちの心と体の健全な育成は、まちづくりに欠かせません。スマートフォンやゲームによる不眠や生活習慣の乱れ、外遊びの不足による体力低下など、子どもの健やかな成長と発達のため、指導･相談体制の充実を図る必要があります。放課後児童クラブや子育て支援センターにおいて、働く親の仕事と育児の両立の手助けや元来地域コミュニティが担っていた「地域の教育力」を高めつつ、さまざまな世代が構成する「地域の地盤」を再構築できるよう、地域で人間性を育む支援が必要です。

社会教育については、町民それぞれの自発的な学習機会の増大や、社会教育に主体的に関わる人々の育成を含め、生きがいを持てるまちづくりが求められています。町における課題や町民の要望を的確に把握し、町民との協働による事業実施や地域での学びを地域に還元できる人材を育成する取組が必要です。

生涯学習については、個々の学びで習得した知識や技術、経験を他者や地域に還元し、それぞれの生活に応じた生きがいづくりに取組むことができる学習活動への参加などにより、地域や仲間同士のつながりが生まれることにもつながります。教育･文化施設やスポーツ施設などの環境整備、各施設のさらなる有効活用を促し、高度化･多様化した町民の要望にいかに対応し自発的な学習活動機会を提供できるかが課題となっています。

(2)その対策

①　家庭環境の充実

◆　子育てに関する学習機会の提供

・子育てや家庭教育に関する相談窓口を関係機関と連携し設置するとともに、子育てに関する情報の提供に努めます。

・子育て支援センターや学校において子育てに関する講座の開催を推進します。

◆　異世代交流の推進

・子育て世代と異世代との交流機会を設け、子育ての悩みや不安の解消に努めます。

・さまざまな世代が交流できる機会の提供や、サークルなどの活動を支援します。

◆　規則正しい生活習慣の定着

・子どもの生活習慣（早寝･早起き･朝ごはん）の重要性を学ぶ機会として保護者に対する学習会を関係機関と連携しながら開催し、家庭における規則正しい生活習慣の定着を促進します。

② 学校教育基盤の整備

◆ 学習指導要領の推進
・学習指導要領の改訂に即した、より一層の教育内容の充実に努めます。
◆ 心の教育推進
・いじめなどの問題が大きな社会問題となっており、早期発見･早期解消はもとより「心のケア」の体制充実に努めます。
・道徳教育を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と能力を育みます。
◆ 情報化対策の充実
・情報化に対応したＩＣＴ環境を充実させ、情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用した授業の実施と、情報化社会に適応できる人材育成に努めます。
◆ 教育体制の連携
・小学校･中学校･高校が連携し、一貫性のある指導方法や情報共有の充実を図ります。
・スクールバスを整備し、安全な交通体制の充実に努めます。

③ 地域による学校支援の充実

◆ 学校運営協議会の充実
・コミュニティ･スクールを活用し、家庭･学校･地域が一体となり、子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」を推進します。
◆ 生き方（キャリア）教育の充実
・子どもたちが、本町の自然･環境及び歴史･風土とふれあい、地域を学ぶ機会を創出するため、キャリア教育の充実を図ります。
◆ ボランティア活動の推進
・地域での多様な活動･ボランティアなど社会奉仕体験活動の充実を図ります。

④ 高校存続への取組

◆ 寿都高校の魅力向上
・南後志にある唯一の高校として、寿都高校の存続は必要不可欠であり、その魅力を「学力向上」と捉え、公設民営塾の運営や各種資格試験に対する助成など、高校の魅力向上に向け支援します。

⑤ 特別支援教育の充実

◆ 支援体制の強化
・発達に遅れのある子どもの学習を支援するため、「寿都町教育支援員」を配置し、支援体制を強化します。
・課題を抱える子どもについて、保育園･小学校･中学校及び関係機関を交えて検討するとともに、連携を強化します。

⑥ 青少年教育の充実

◆ 青少年活動の推進
・青少年の健全育成を図るため、地域の関係機関と連携し、巡回･指導活動を実施します。
・人材育成も含め、青少年教育活動の場の創出を推進します。
◆ 地区子ども会活動支援
・地区子ども会に対し公共施設の開放や必要な助成などを通じ、子ども会の育成と継続的な活動ができるよう支援します。

◆　コミュニケーション能力の育成

・読書活動などを計画的に実施し、子どもの健やかな成長を育むとともに、ボランティアなど地域住民との交流の場を提供し、コミュニケーション能力の育成を図ります。

・グローバル化が進む社会に対応できるコミュニケーション能力を育成するため、英語教育を推進します。

◆　放課後活動の推進

・放課後の子どもたちの安全･安心な居場所づくりとして、地域活動（子ども教室･少年団活動）を推進します。

⑦　成人教育の充実

◆　生きがいづくりの支援

・目標を持ち、豊かで生きがいのもてる生活を営むことができるよう、学習メニューの充実や講師の発掘などを行い、魅力ある学習機会の提供を推進します。

⑧　地域学習の充実

◆　ボランティア及びリーダーの育成

・家庭、学校、地域が一丸となった学校支援地域本部事業ボランティアの充実を図るとともに、次代を担うリーダーの育成を推進します。

◆　地域活動の支援

・町民による自主性や主体性をもった学習活動を支援し、地域力の活性化を図ります。

⑨　社会体育の充実

◆　運動習慣の定着と体力向上の推進

・子どもから高齢者まで幅広い年代で気軽に楽しめる機会の提供や体力テストの実施により、運動の習慣化を促進します。

◆　社会体育施設の充実･活用

・総合体育館をはじめとした社会体育施設は、寿都町公共施設等総合管理計画に基づき計画的な改修を実施します。

・町民が気軽に運動できるよう充実した体育環境を提供し、自主的な健康づくり･体力向上を支援します。

⑩　スポーツ団体の支援

◆　スポーツ活動の支援

・各種スポーツ団体が自主的に充実した活動を行えるよう、必要な支援に努めます。

・スポーツ団体の活動に必要な指導者の育成を推進します。

⑪　生涯学習体制の推進

◆　生涯学習体制の推進

・町民の学習活動への要望や悩みなどを総合的に受付け、多様なニーズに対応し充実した学習環境の提供に努めます。

⑫　生涯学習施設の充実

◆　社会教育施設の充実･活用

・総合文化センターをはじめとした社会教育施設は、寿都町公共施設等総合管理計画に基づき計画的な改修を実施し、適正な管理と利活用を推進することで、町民が充実した学習活動を行えるよう努めます。

◆　学校施設等の充実･活用

・町内各小中学校の校舎･グラウンド等は、寿都町公共施設等総合管理計画に基づき計画的な改修を実施し、安全･安心な教育環境の維持管理に努めるとともに、学校開放での施設の有効活用を推進します。

・食育センターを拠点とし、学校給食をはじめとした食の地産地消と食育の推進を図ります。

(3)計画

区　分	事　業　名	事　業　内　容	事業主体	備　考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 屋外運動場	寿都中学校大規模改修事業	町	
		各学校グラウンド等環境整備事業	町	
		寿都小学校グラウンド改修事業	町	
	ｽｸｰﾙﾊﾞｽ･ﾎﾞｰﾄ	スクールバス購入事業	町	
	その他	情報機器整備事業	町	
		寿都町立学校ICT化推進事業	町	
		社会教育施設等整備事業	町	
	(3) 集会施設、体育施設等 体育施設	社会体育施設整備事業	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	公設民営塾運営事業 〈事業内容〉 公設民営による学習塾の運営 〈必要性〉 寿都高校存続のため寿都高校及び寿都中学校生徒を対象とした学力や勉強意欲の向上が求められている。 〈効果〉 寿都高校生徒数の増加が見込まれ、将来を担う人材の育成が図られる。	町	
	(5) その他	青少年教育事業 ・自然体験キャンプ事業、成人式	町	
		地区子ども会助成事業	町	
		学校支援地域本部事業	町	
		放課後子ども教室事業	町	
		ウィズコムカレッジ事業 ・成人コース	町	
		各種運動事業 ・全町歩こう会等	町	
		学習支援員配置事業	町	
		コミュニティ・スクール推進事業	町	
		寿都高校生支援事業 ・資格試験料助成等	町	

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

教育の振興に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本的な方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

10. 集落の整備

(1)現況と問題点

本町は、土地利用構想として、観光･レクリエーション、自然、福祉、商業、住宅などそれぞれの用途に合わせて利用されてきました。また、居住地区における生活環境の向上のため、地域基盤整備の推進を図るとともに、整備の遅れる集落地の地域要望を勘案した効果的施策を進めてきました。

しかし、海岸線を形成するU字型の細長い形状のため、平坦地は朱太川が流れる中央部に限られ、東部、西部は背面一帯に山岳が迫る地形で、国道 229 号沿いに「寿都湾」を形成し、地形的に平地が少なく、土地の利用条件としては厳しいものがあります。

また、少子高齢化や転出による人口減少等の影響によって、町内の空き家の数は年々増加しており、建物の廃屋化を早期に防ぐとともに、空き家の利活用を検討する必要があります。

本町は高齢化比率が高く、社会参加や交流の機会が減少し、町内会、地域福祉、防災･防犯など地域社会の機能の低下、これまで発揮されていた地域の解決力を失う懸念があることから、集落機能の維持･再編整備を検討する必要があります。

(2)その対策

① 総合的･計画的な土地利用

◆ 機能的な土地の利用

・過疎化に伴う空き家･廃屋の増加に対応しながら、町保有を含む未利用地の分譲など、生活空間を確保するよう整備し、効率的な活用を推進します。

・少子高齢化や核家族化が進んでいる中、可住地の確保に向け、町内公共施設跡地の有効利用も含め、未利用地の把握と効率的な活用を推進します。

② 地区用途にあわせた適正保全

◆ 用途別土地利用の推進

・住宅、農地、森林地域、観光･レクリエーションなどの用途にあわせ、機能的なゾーン形成と景観形成のため、計画的な土地利用の推進を図ります。

③ 空き家の維持管理

◆ 空き家の活用

・空き家となっている建物を必要に応じて改修するとともに、老朽化が進む前の空き家の有効活用を推進します。

・空き家バンクの活用等により、町内の空き家の再利用を推進します。

(3)計画

区　分	事　業　名	事　業　内　容	事業主体	備　考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	空き家活用促進事業 〈事業内容〉 空き家の利活用 〈必要性〉 少子高齢化等の影響で町内の空き家が年々増えており、老朽化が進む前の建物を有効活用し、利活用を検討するなど、早期対応が求められている。 〈効果〉 老朽化の未然防止を図るとともに、住宅環境の整備が期待される。	町	
		空き地対策推進事業 〈事業内容〉 老朽化により改修が必要な建物の整備 〈必要性〉 地域の景観に著しく支障があり、また、防犯・防災上で危険性も危惧されるため、緊急に対策が求められている。 〈効果〉 まちの景観が維持されるとともに、廃屋対策の推進が図られる。	町	

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

集落の整備に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本的な方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

11. 地域文化の振興等

(1)現況と問題点

本町の地域文化の振興については寿都町総合文化センターを中心に活動が展開され、学習設備の充実により、さまざまな文化活動や教室が活発に行われ、さらに、音楽鑑賞や演劇などの芸能文化に触れる機会も多くなっています。また、自主的なグループによるコンサートやイベントも実施するようになっており、地域文化の振興が図られています。

本町の歴史は古く、旧歌棄佐藤家漁場（国指定史跡)、カクジュウ佐藤家(北海道有形文化財)や橋本家、寺院が連なる歴史的街並みが形成され、松前神楽や歴史的な風土など多くの文化財が残されています。

寿都町歴史文化基本構想では、町の誇りといえる文化財、民俗資料や伝統文化を保存するとともに、ふるさとへの愛着を深め、活用方法を検討しながら継承していきます。

また、町民が芸術文化に親しめる環境づくりを行い、さまざまな文化活動への参加や交流による一層の文化振興の促進が求められています。

(2)その対策

① 芸術文化活動の振興

◆ 文化活動の推進

・文化活動の拠点として、総合文化センターの機能を有効に生かした幅広い活用を図ります。

・文化団体の活動や指導者体制の充実を図り、町民が積極的に参加できる体制づくりを推進します。

・若い世代の参加促進など、文化団体の活性化や世代間交流を推進します。

・文化振興事業による音楽や演劇鑑賞機会の提供や、寿都町総合文化祭の開催など、住民の文化活動への参加を推進します。また、近隣町村と連携し、さまざまな文化とふれあう機会を提供します。

② 歴史文化資産の保存活用

◆ 文化資産の適正管理

・文化資産の状態を把握しリスト化するなど、文化資産の適正な保存に努めます。

◆ 文化資産の活用

・寿都町歴史文化基本構想に基づき、文化資産の活用や新たな文化財の発掘など町民と協働しながら取組を進め、歴史を活かしたまちづくりを推進します。

・寿都町の歴史文化にふれあう機会を提供するとともに、町内外に広くＰＲをし、ふるさと意識の高揚を図ります。

(3)計画

区　分	業　名	事　業　内　容	事業主体	備　考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等その他	寿都町総合文化祭事業	町	
		文化振興事業	町	
		地域伝統文化育成事業	町	
		旧歌棄佐藤家漁場保存活用事業	町	
		語り部育成事業	町	
		寿都町歴史文化保存活用事業	町	

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

地域文化の振興等に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本的な方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1)現況と問題点

本町は全国でも有数の強風が吹く町で、局地的に吹く風「だし風」は、基幹産業である漁業を悩ませる町の大きな課題であったものの、その大きな課題を逆手にとり有効活用するため、平成元年に全国の自治体としては初めての取組となる風力発電施設を設置しました。

平成 15 年から売電収入を目的とした風力発電施設を整備し、現在は 11 基の風車が稼働しています。

平成 23 年の東日本大震災による福島第一原発の事故は、国のエネルギー政策に大きな影響を及ぼし、再生可能エネルギーが大きく見直される契機となりました。

さらに、平成 30 年の胆振東部地震により発生した北海道全域に及ぶ「ブラックアウト」で、エネルギーの安定供給に対する機運はさらに高まり、ＣＯ２が及ぼす地球温暖化などの環境問題が叫ばれる昨今においては、再生可能エネルギー利活用の大きな転換期に突入しています。

長年にわたる風力発電施設運営の経験を活かし引き続き風力発電事業を推進し、また新たに町で活用が可能なエネルギーについて調査を行い、積極的な再生可能エネルギーの活用を検討する必要があります。

(2)その対策

① 風力発電の運用推進

◆ 風力発電施設の運用

・風力発電施設について適正に管理するとともに、建替えに向けた各種調査などの手続きを推進します。

② 再生可能エネルギーの活用

◆ 活用可能な再生可能エネルギーの調査検討

・木質バイオマスなど、町に潜在する再生可能エネルギーについて調査し、活用を推進します。

◆ 風力発電の適正導入に係る調査検討

・陸上及び洋上における風力発電所の導入推進を図るため、事業者の選定や適地での導入を行うための調査検討を推進します。

(3)計画

区　分	事　業　名	事　業　内　容	事業主体	備　考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	風力発電所建設事業	町	

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

再生可能エネルギーの利用の推進に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及

び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本的な方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1)現況と問題点

全国的な長引く景気の低迷を受け、少子高齢化が進行する中、特に若年･青年層の人口流出が顕著となっています。地域産業を支える後継者の確保･人材の育成面でも、若い力の流出が大きな問題となっており、雇用を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっています。

このような状況を打開すべく、後継者の育成として、技術や免許の取得に対する助成、就業に伴う祝い金や器具等の購入に対する助成、異業種交流会の開催をはじめ、若者･女性･高齢者･障がいのある人(児)等の雇用の確保など、関係機関と連携しながら既存産業を振興するとともに、新産業･新事業の創出･育成に努める必要があります。

(2)その対策

① 雇用対策の推進

◆ 求人状況の把握と情報提供
・岩内公共職業安定所との密な情報共有により求人情報を提供します。

◆ 就業支援制度の活用
・事業者への就労促進制度や就労者への支援制度の周知により、新規雇用の促進を図ります。

② 就労環境の向上

◆ 安全対策の推進
・労働条件の改善や労働保険への加入などについての情報提供を行い、事業所の安全対策を推進します。

◆ 労働者の健康管理の向上
・労働者の健康診断受診の推奨や、企業への健康管理に関する周知を行い、生きいきと働ける環境づくりを推進します。

③ 人材の確保

◆ 地域を支える人材の育成
・次代を担う若年層の組織づくりや組織機能の強化を支援します。
・地域の担い手の中核となる農漁業技術をもった地域リーダーの育成と、新規就農･漁業者の受入体制の確立や雇用環境づくりを推進します。
・U･Ｉターン新規就業者の受入体制の充実や育成支援、シニア層の雇用施策など、地域の労働力確保に努めます。

④ 協働の地域づくり

◆ 産学官連携の推進
・地域が抱える課題の解決に向けて、大学、研究機関や異業種間とのノウハウを活用し、交流のネットワーク構築や起業の創出･既存産業の活性化につなげる取組を推進します。

(3)計画

区　分	事　業　名	事　業　内　容	事業主体	備　考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		寿都町後継者育成事業	町	
		広報誌等情報発信事業	町	
		住民提案型協働まちづくり支援事業	町	
		まちの元気再生事業	町	

(4)公共施設等総合管理計画等との整合

その他地域の持続的発展に関し必要な事項に関する公共施設等については、各々の施設等の現状及び利用状況などを十分に踏まえ、総合管理計画に定める基本的な方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

○過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4　交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	過疎路線バス対策事業 〈事業内容〉 バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助 〈必要性〉 住民にとって日常生活に必要不可欠な交通機関である乗合バスの運行を確保し、交通体系の維持が求められている。 〈効果〉 公共交通機関の運行を確保することで、交通体系の安定及び利便性維持が図られる。	町	
		町有バス運行事業 〈事業内容〉 町有バスを有効利用した町内の巡回運行 〈必要性〉 既存のバス停などから遠い地域の高齢者等に対し、住宅と公共公益施設、医療施設などを結ぶことにより、交通体系の確保が求められている。 〈効果〉 町有バスを活用し運行することにより、交通機関が維持され、利便性が向上されるとともに、交通不便地域の解消が図られる。	町	
	交通施設維持	町道維持整備事業 〈事業内容〉 道路補修及びロードヒーティングの維持管理 〈必要性〉 住民生活において、必要不可欠である町道の維持を行い、長寿命化を図ることにより、自家用車等の移動も安全かつ快適にできることが求められている。 〈効果〉 住民が安全・安心に町道を利用することができるとともに、生活路線の確保により、住民生活の安定が図られる。	町	

持続的発展施策区分	事　業　名 （施　設　名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
5　生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	公共施設等ＬＥＤ化事業 〈事業内容〉 公共施設の照明器具及び防犯灯のＬＥＤ化 〈必要性〉 防犯灯は、塩害の影響を受け老朽化し、危険な状況になっており、公共施設においても老朽化のため早期整備が求められている。 〈効果〉 ＬＥＤ化することにより、消費電力の削減や維持管理経費の削減が図られ、Co2を削減することで生活環境の推進が図られる。	町	
	危険施設撤去	公共施設解体事業 〈事業内容〉 公共施設の解体 〈必要性〉 老朽化や耐震化がされていない公共施設の解体により、安全・安心な生活の確保が求められている。 〈効果〉 まちの景観が維持されるとともに、町民の生活環境の推進が図られる。	町	
6　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	寿都温泉高齢者入浴助成券交付事業 〈事業内容〉 町内居住の高齢者に無料利用券を交付 〈必要性〉 高齢者の外出目的を創出し、高齢者同士の交流の促進及び健康づくりの促進が求められている。 〈効果〉 温泉の効能により、高齢者の健康づくり及び健康増進が図られる。また、高齢者同士の支え合いの場として温泉施設を活用することにより、地域での見守り体制が確立される。	町	
	その他	寿都温泉施設利用者運行事業 〈事業内容〉 移動手段をもたない利用者にバス乗車証を発行 〈必要性〉 移動手段をもたず、温泉施設を利用できない町民の健康づくりの促進が求められている。 〈効果〉 移動手段をもたない利用者が温泉施設を利用することにより、多くの町民の健康増進が図られる。	町	

持続的発展施策区分	事　業　名 （施　設　名）	事　業　内　容	事業主体	備　考
8　教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	公設民営塾運営事業 〈事業内容〉 公設民営による学習塾の運営 〈必要性〉 寿都高校存続のため寿都高校及び寿都中学校生徒を対象とした学力や勉強意欲の向上が求められている。 〈効果〉 寿都高校生徒数の増加が見込まれ、将来を担う人材の育成が図られる。	町	
9　集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	空き家活用促進事業 〈事業内容〉 空き家の利活用 〈必要性〉 少子高齢化等の影響で町内の空き家が年々増えており、老朽化が進む前の建物を有効活用し、利活用を検討するなど、早期対応が求められている。 〈効果〉 老朽化の未然防止を図るとともに、住宅環境の整備が期待される。	町	
		空き地対策推進事業 〈事業内容〉 老朽化により改修が必要な建物の整備 〈必要性〉 地域の景観に著しく支障があり、また、防犯・防災上で危険性も危惧されるため、緊急に対策が求められている。 〈効果〉 まちの景観が維持されるとともに、廃屋対策の推進が図られる。	町	